

令和5年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 令和5年8月22日（火）
【開会】 13時30分
【閉会】 16時59分
【場所】 教育文化会館 第6・7会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満	教育長職務代理者 田中 雅文
委員 石井 孝	委員 野村 浩子
委員 芳川 玲子	委員 森川 多供子

【出席職員】

教育次長 池之上 健一	
総務部長 柴山 巖	
教育政策室長 岩上 淳	
教育環境整備推進室長 吉永 太	
職員部長 北川 友明	
学校教育部長 小澤 毅夫	
健康給食推進室長 日笠 健二	
生涯学習部長 大島 直樹	
総合教育センター所長 鈴木 克彦	
庶務課長 鷹嘴 将行	
庶務課担当課長 伊藤 卓巳	
教育政策室担当課長 豎月 基	
カリキュラムセンター室長 宮嶋 俊哲	健康給食推進室担当係長 間山 篤史
カリキュラムセンター担当課長 鶴木 朋和	生涯学習推進課長 山口 弘
カリキュラムセンター指導主事 野呂 公人	生涯学習推進課課長補佐 関 裕史
カリキュラムセンター指導主事 松浦 信明	生涯学習推進課職員 小林 美帆
カリキュラムセンター指導主事 松本 崇	生涯学習推進課担当課長 柿森 篤実
カリキュラムセンター指導主事 大窪 洋次郎	生涯学習推進課担当係長 小野 三千代
カリキュラムセンター指導主事 長澤 秀行	生涯学習推進課担当課長 米井 克子
教育政策室担当係長 長谷山 大介	生涯学習推進課課長補佐 野崎 智一
教育政策室職員 平 啓佑	生涯学習推進課担当係長 紺野 敦
教育政策室職員 古野間 夏樹	生涯学習推進課担当係長 豊本 欽規
健康給食推進室担当課長 岩丸 和則	庶務課課長補佐・経理係長 澤登 崇史
健康給食推進室担当課長 小田 貴子	
調査・委員会担当係長 高木 直子	
書記 長谷川 俊太	

【署名人】

委員 石井 孝	委員 芳川 玲子
---------	----------

※読みやすさ等のため、発言の趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理しています。

(13時30分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただ今から、教育委員会臨時会を開会いたします。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、13時30分から17時までといたします。

3 傍聴 (傍聴者0名)

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申出がございませんが、以後、会議中に傍聴の申出がございましたら、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

4 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No. 2から報告事項No. 12までは、期日を指定して公表する必要がある事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第7条第4号に該当するため、報告事項No. 13、議案第21号及び議案第22号は、人事、賞罰等職員の身分取扱いに関する事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第7条第1号に該当するため、同条ただし書の規定により、これらの案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

なお、報告事項No. 2から報告事項No. 12までにつきましては、期日後は公開しても支障がないため、会議録には掲載することといたします。

5 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

石井委員と芳川委員にお願いいたします。

6 報告事項 I

報告事項No. 1 令和5年度全国学力・学習状況調査結果報告について

【小田嶋教育長】

それでは、まず報告事項 I に入ります。

「報告事項No. 1 令和5年度全国学力・学習状況調査結果報告について」の説明を、カリキュラムセンター担当課長、お願いします。

【鵜木カリキュラムセンター担当課長】

それでは、令和5年度全国学力・学習状況調査、川崎市の結果につきまして御報告いたします。なお、概要につきましては、7月31日付けで報道発表しております。

ファイルナンバー「01-1 【報告事項No. 1】」をお開きください。初めに、こちらの「令和5年度 全国学力・学習状況調査結果についてー川崎市の児童生徒の学習・生活の状況ー」を説明いたします。また、ファイルナンバー「01-2 【報告事項No. 1】資料」は後ほど使用する際にお伝えいたします。

初めに、2ページを御覧ください。ページ数は右上と下部にございます。右側にあります二重枠内の「教科に関する調査結果の概要」を御覧ください。

1 教科に関する調査の平均正答数と平均正答率を一覧で示しております。小学校は国語、算数、中学校は国語、数学、英語の川崎市と全国の結果です。

2 本市の傾向ですが、いずれの数値も全国を上回っており、また、指定都市においても上位に位置している結果となりました。

次に、3ページを御覧ください。教科に関する調査につきまして、最上段の枠を御覧ください。全体の傾向について、全国と比較して上回った設問は白い三角、下回った設問は黒い三角、5ポイント以上の差には下線をつけております。また、結果の概要につきましては、白い四角は比較できていない点、黒い四角は課題があると考えられる点を表しております。

次に、各教科の項目について小学校国語を例にお伝えします。3ページ中段を御覧ください。どの教科も初めに、調査問題の内容を載せています。その下の全体の傾向として、学習指導要領の内容ごとの正答率と全国との比較、設問ごとの傾向を載せています。

次に、4ページを御覧ください。学習指導要領の内容ごとの結果の概要を載せ、その中の課題から授業改善に向けての視点を示しています。この後、5ページ以降に掲載している中学校国語、小学校算数、中学校数学、中学校英語も同じ構成になっております。また、少し飛びますが、18ページを御覧ください。18ページからは学習や生活習慣に関する児童生徒質問紙調査について

て、26ページまでまとめています。

これらについて特徴的な内容を説明いたしますので、ファイルナンバー「01-2 【報告事項 No. 1】資料」をお開きください。「教科に関する調査と質問紙調査の説明資料」です。

2ページを御覧ください。本市の授業改善が進んでいる点につきまして整理しました。これらについて具体的に問題をお示しして御説明します。

3ページを御覧ください。まず初めに、小学校国語ですが、この問題は「目的に応じて、文章と図表などを結びつけるなどして必要な情報を見つける」設問です。まず、資料1、2から情報を読み取ります。4ページを御覧ください。次に、右上の「相田さんのメモ」の情報を読み取り、先ほどの資料1、2の情報から、メモに当てはまる「運動の種類」と「運動の例」を関連づけて考えることが求められます。3が正答となり、本市の正答率は72.2%で全国を4.8ポイント上回っております。本市においては、説明文を扱った学習で、児童自らが主体的に必要な情報を見つけていけるような学習の展開にするなど、授業改善が進んだ成果であると捉えております。しかし、資料2から必要な情報を取り出し、選択肢の3または4を選んだ児童は89.7%おりますが、資料1からも必要な情報を取り出し正答した児童は72.2%であり、複数の資料を結びつけて、必要な情報を見つけることにはまだ課題があると考えております。

次に、5ページを御覧ください。小学校算数ですが、「底辺と高さの関係に着目し、図形の面積の求め方から面積の大小を判断する」設問となっております。ここでは、四つの選択肢から三角形「お」と「か」の面積は等しいと書かれた3を選び、その選んだ理由を表現することが求められています。3を選択した児童の割合を見ると、本市は52.9%で、全国を15.3ポイント上回っております。本市においては、「図形」領域で働かせる数学的な見方・考え方である「構成要素に着目して考える」ことを児童に意識させ、解決に向け、見通しを持たせるなどの授業改善が進んだ成果であると捉えております。しかし、正しくわけを書けた児童は33.2%であり、複数の情報と三角形の面積を求める公式や、平行線の定義を関連づけて正しく情報を読み取り、表現することには課題があると考えています。

次に、6ページを御覧ください。中学校英語ですが、「日常的な話題について、自分の置かれた状況などから判断して、必要な情報を読み取る」設問となっております。ここでは、友達から送られてきたメール本文から、相手が示した二つの条件を読み取り、その条件に合うイベントを選ぶことが求められています。正答である3を選択した生徒は、本市は50.6%で、全国を14.7ポイント上回っております。本市においては、コミュニケーションを行う目的や場面、状況が設定された言語活動の中で、生徒が英語を聞いたり、読んだり、話したり、書いたりする授業改善が進んだ成果であると捉えております。しかし、正答率は50.6%であり、一つの条件しか読み取ることができず、誤答4を選択した生徒は25.1%でした。このように、資料から正しく情報を読み取り、場面と関連づけて考察することに課題があると考えております。

7ページを御覧ください。調査した教科における本市の共通する課題につきましては、「複数の資料の情報を関連づけて、自分の言葉でまとめたり、自分の考えを表現したりすること」であると捉えております。また、校種、教科ごとの比較的「できている点」と「課題があると考えられる点」について整理しました。引き続き、授業改善のポイントを示し、各学校の授業改善の取組を支援してまいります。

8ページを御覧ください。こちらは、参考として、指定都市の結果一覧を掲載しております。本市の調査結果は、指定都市において上位に位置している結果となりました。

次に、9ページを御覧ください。学習や生活習慣に関する質問紙調査について御説明いたします。初めに、全国との比較において、ICTを活用した学習状況について説明いたします。全国と比較すると、「5年生（中学校1、2年生）までに受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用しましたか。」という質問で、ほぼ毎日と回答した割合、ほぼ毎日と週3回以上を合計した割合は、いずれも全国を上回っております。右側の「学習の中でPC・タブレットのなどのICT機器を使うのは勉強の役に立つと思いますか。」につきましては、全国と同程度となっております。

次に、10ページを御覧ください。全国との比較において、プラス・マイナス5ポイント以上の開きがあったものについて説明します。なお、今年度の新規項目につきましては、上部に黒い星印で示しております。5ポイント以上上回った質問項目は、左側の「総合的な学習の時間では、自分の課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいると思う。」や、右側の「5年生（中学校1、2年生）のときに受けた授業では、各教科などで学んだことを生かしながら、自分の考えをまとめる活動を行っている」です。

次に、12ページを御覧ください。5ポイント以上下回った質問項目です。「今住んでいる地域の行事に参加している」につきましては、全国を10ポイント以上下回っております。今後も、全国との差に着目してまいります。

次に、13ページを御覧ください。平成27年度からの経年による比較をした結果でございます。5ポイント以上増加している場合は、矢印をつけて示しました。平成27年度と比較すると、左上の「国語の授業の内容がよく分かる」、また、14ページを御覧ください。右下の「算数・数学の勉強は将来役に立つと思う」の中学校については増加傾向が顕著です。15ページを御覧ください。英語の中学校については、前回調査の平成31年度と同程度となっております。

次に、16ページを御覧ください。自己有用感等についてです。ここでは、経年の比較と、小学校5年次、中学校2年次に調査した川崎市学習状況調査の結果を示し、同一集団での比較も掲載いたしました。「自分にはよいところがあると思う」の質問項目では、経年の比較で平成27年度と比べますと、小学校、中学校ともに上昇しており、コロナ禍前の最高値である平成30年度に次ぐ2番目に高い数値まで回復しております。右側の同一集団での比較を見ますと、現在の中学3年生は中2の段階では小学校より下がっておりますが、どの集団においても中3の段階で上昇傾向にあることが分かります。質問紙調査につきましては、全国との比較、経年との比較による同一集団での比較等、様々な視点から分析することが重要であると考えております。

なお、ファイルナンバー「01-1 【報告事項No. 1】」につきましては、9月末に総合教育センターホームページに掲載する予定です。説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

御質問等がございますでしょうか。

芳川委員、どうぞ。

【芳川委員】

御説明ありがとうございました。教科書もイメージしながら聞くことができましたので、前回よりもずっと詳しく頭の中に入ることができています。また、実際にいい結果に実はつながって

いますので、改めて教育委員会をはじめとした教えている先生方、すごくすばらしく、本当に子どもたちのことを考えてやっていただいたんだなというふうに、非常にうれしいなと思っています。

1点、気になったことがあります、それをどう捉えたらいいのか教えていただけたらと思うのですが、私が注目したのは21ページの規範意識、自己有用感なども少しお話があったと思うのですが、自分にはよいところがあるというのはそれぞれいい形に上がっているのですが、将来の夢を持っているというのは、小学校では79.9%、全国に比べたら若干低くなっております。中学校を見ますと、少し、今度中学校のほうで夢のところは全国と同じなんです、自分にはよいところがあるというのがちょっと低くなっている感じがしているのですが、何かそこはどのように捉えたらいいのか、そしてそれをどのように教育の中でそれをめざしていきたいのか、少しお話を聞けたらありがたいなと思います。以上です。

【小田嶋教育長】

よろしく申し上げます。

【鶴木カリキュラムセンター担当課長】

ありがとうございます。

まず、夢につきましては、資料の17ページに、同一集団での比較で右側にも今回掲載をしておりますが、やはり小学校に比べると中学校になるとどうしても下がってしまうところはあるかなと思います。ただ、中3になって若干は上がってきているところもあるのですが、私たちとしましては、小学校のときよりも中学校のほうが、より現実に即して自分の将来を具体的に考え始める時期なのかなとも捉えております。やはりキャリア在り方生き方教育をはじめ、自分の将来に向かって考える、さらに実際に自分がどのように行動していくか、中学校を終えたら高校に向けてというところで、様々な悩みながら頑張っている姿なのかなとも捉えておりますので、27年度と比較すると若干下がってきているところは大事にしつつも、キャリア在り方生き方教育や、それから、私どもカリキュラムセンターでは、各教科等の学ぶ意義というところはしっかりと伝えていかなければいけない。それが将来にしっかりつながっていくんだというところは授業改善でも取り組んでまいりたいと考えております。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

【芳川委員】

ありがとうございました。個人的に気になったところは、小学校で将来の夢を持っているところが全てちょっと低くて、私たち、次のいわゆる第3期実施計画の中にも入れているのですが、夢を持って次の人生を生きていくというところがすごく大事なポイントですので、となりますと、中学は思春期でもあるので、下がってくるというのはそうなんですけれども、小学生で将来の夢を持てるというのはとても大事なところに関係していて、将来について、あるいは自分について夢を持てるかどうかというのは、もちろん教育の話でもあるのですが、義務教育というのはきっと家庭教育、学校教育、社会教育、全部含めての視点から考えていかなければ

ばならないのではないかなと思います。

実際に、一昨年度の別の調査なんですけど、親に、大人に家庭に余裕がなければ、様々な活動だとか体験も少なくなっていくますし、そうすると夢を持つ、かなえるチャンスも少なくなってしまうのではないかなという感じがしますので、そういう意味ではキャリア教育というふうに考えられるのですけれども、これから先、もっともっと実は必要ではないかなと思いましたので、申し上げます。以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。
ほかにはいかがでしょうか。
森川委員。

【森川委員】

丁寧な説明ありがとうございました。とてもよく分かりました。
小学校算数の3年生の底辺と高さの関係のところなんですけど、ここが本当に先生方、かなり丁寧に、いよいよちょっと難しくなってくる場所でもあるので、とても丁寧に教えてくださっているのを実感しています。ですが、その割には正答率の伸びてなさ具合が、自分でも今驚いたんですけども。ただ、先生方のスキルとかだけではなく、3年生というと教室にいられない子が出てきたりとか、もうもはやそこで分かってないから授業妨害を始めてしまう子が出てきたりなど、3、4年生は難しいときなのはもちろん御存じだと思うんですね。なので、ここを学習の指導力を育ててあげるとか、先生方の教えるスピードを上げることのうちの一つに、もう一人、大人をその時間入れるとか、そういったことも学習の成果を出すためには必要なのではないかなと思うので、ぜひそれも選択肢に入れて、人手不足なものも重々承知なんですけども、そういったことも必要という子の対応と、もっと学びたい子の対応と、同じ教室内で色々なことが起こってますので、そういったことも考えていただけたらありがたいかなと思います。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。
もう一人っていうことで、教育活動サポーターが入っていたりもしますけど、ティーム・ティーチングだとか、習熟度に応じた学習は、今どんな状況で小学校はやられているんですたっけ。

【宮嶋カリキュラムセンター室長】

習熟の程度においたきめ細やかな指導に関しましては、主に小学校3年生、4年生で取り入れている学校がありまして、学習内容によって子どもたちがつまずきやすいところは明らかになっておりますので、そのときにはなるべく複数の教員で対応したりとか、または取り出して個別に支援したりとかで、そういうことを今、取り組んでいるところでございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。
ほかにはいかがでしょうか。

石井委員。

【石井委員】

御説明ありがとうございました。

教科書採択のときにも、皆さんそれぞれ議論がありましたけども、英語が中学校は成績がよくて、指定都市でも1位ということで、内容的に小学校の英語は非常に難しくなりつつあって大変だなという保護者の意見もある中で、中学校での英語学習の能力も保たれている、向上しているということはとてもうれしいことだなと思いました。

内容がよく分かるというのは68.4%で、でも好きというのは57.3%で、よく分かっていたら普通は好きになるような気がするんですけども、そのギャップがなぜかなというふうに感じました。英語の有用感って、実際に英語を使って外国人と話すとか、会話が通じるとか、考えが分かるとか、自分の意見が理解されると、そういう機会というのはとても大切だと思います。国際理解授業ですとか、あるいは海外からの研修生の受入れとか、川崎の小中学校ですごく一生懸命やっておられるんで、JICAのホームページにもいくつも載せてもらったりして、ぜひ実際に使う機会というのを、色々な授業を通じて増やしていただければなというのと、それからJICAの授業でいいますと、中高生の外国人を途上国から日本で受け入れて研修するというプログラムもありますので、同じ年代の子どもと触れ合うとか、色々意見交換をしてみるとか、実際に会うこともできますし、もちろんネットで通じてやることもできるんですけども、そういったところをぜひこれからも充実させていって、できるだけ好きで、有用感が上がるようになってほしいというのが1点と。

それから総合の学習が5ポイント以上全国より高くて、これもすごく素晴らしいなと思ったんですけども、問題解決的な学習っていうのが、川崎は非常に熱心だし進んでいるなと思いました。去年、研究授業で環境問題を取り上げた授業を見させていただきましたけども、まさにここに書かれているような、自分で課題を立てて情報を集めて整理して、それを今後改善につなげていくということを、小さい小学校のうちからやっていますから、どんどん身につけてくれば、こういったところの能力というのは高まってくると思いますので、川崎市の素晴らしい点だと感じました。以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

野村委員。

【野村委員】

ものすごくやっぱり丁寧に結果をまとめてくださって、本当に大変だったと思います。ありがとうございます。

私から、大きく三つのことをお尋ねしたいと思っております。

まず、一つ目なんですけれども、実際、私、4年生の息子がおりまして、今回受けていたんですけども、まず状況調査の質問が136ですかね、かなり多かったですね。合ってますか、違いますか。

【鶴木カリキュラムセンター担当課長】

それは市のほうです。

【野村委員】

市のほうですか、すみません、失礼しました。ごめんなさい、私のミスでした。

現場の先生方からは、受検させる子どもに質問の量が多いとか、そういった受検の状況というか、そういったものの現場での先生からの評判っていうのはいかがですかっていうことが一つあります。

あと、ごめんなさい、私の勘違いだったらあれなんですけど、これ、全国ということは、個人票をそれぞれの学習に生かすための二次元コードがあるから個人票は渡されないということになるんですか。

【鶴木カリキュラムセンター担当課長】

個人票自体はありますが、これは二次元コードとかではないですね。

【野村委員】

すみません、分かりました。

じゃあ、個人票を渡されたときの御家庭からの反応ですとか、そういったものがもし分かれば教えていただきたいということが一つです。

あとはもう一つは、特別支援の教育を受けているお子さんたちは、学びの足跡をどう残していくのかということは私はすごく気になっておまして、実際どうやって受検されたのか、今回の受検の状況ももし伺いできたらなと思います。お願いします。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【鶴木カリキュラムセンター担当課長】

まず、一つ目の質問紙につきましては市の学習状況調査のほうですので、またそれは後日改めて御報告させていただきます。

それから、個人票につきましては、実はこの学校にこれが示されているのは夏休み期間中ですので、今年度としてはこれから配付されるということになります。ただ、各学校は、この調査に基づいて学校報告書を作成して、学校が育成に合わせた資質能力に向けてどのような授業改善を図っていくかということを、毎年家庭や地域にお伝えをしておまして、今年度もそのような形で配布をさせていただく予定であります。

それから、特別に支援を要する子どもたちにつきましては、やはり子どもたちの実態に応じて、先生方が適切な支援を行いながら取り組んでいるということとなっております。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。

全国の学習状況調査は、質問紙調査は数としてはどれぐらいあるんでしたっけ。市の新しい調査はものすごく多いということですけど。

【鶴木カリキュラムセンター担当課長】

小学校で59ですね。

【小田嶋教育長】

決して少なくない数の質問がされているということですね。

ほかにはいかがですか。

田中委員、どうぞ。

【田中教育長職務代理者】

ありがとうございます。とにかく今、こうやって御説明聞いていても、ICT教育もそうですし、英語もそうですし、他の教科もかなり川崎市頑張っているなというのが本当によく分かりました。先生方の御努力に改めて感謝いたします。その上で私のほうからも、本当感想ですので、四つほど話をさせていただきます。

一つ目は、今の資料01-2の12ページですね。地域の行事への参加なんですけど、これが全国より大分低いですが、やっぱりこれ、大都市部の問題があるので、仕方がないと思います。ただちょっと興味を持ったのは、学習指導要領でも、社会に開かれた教育課程とか、持続可能な社会の創り手を育てるとか、とにかく地域や社会等の関係の中で学校教育をやっていくということがうたわれていて、川崎市でも実際、力を入れてらっしゃるわけですけども、そういう学校教育を離れた地域の行事との関係と、学校教育における地域との関係の取組ですね、その辺りの何か相乗効果というのか、相互関係はどのようになっているのかなというのに興味を持ちました。多分これ、数量的分析よりは、事例ベースで色々見ていくのかなと思ったので、私もこれからそういう視点で地域と学校の関係を見ていきたいなと思いました。これは感想です。

2点目は算数の関係なんですけど、今の資料の01-2、13ページを見ると、国語については割と必要性の認識と、実際内容がよく分かるというものが両方とも上がってきているんですけど、算数については分かるとか、好きというのが停滞してる一方で、大切だとか役に立つというのが上がってるというので、なかなかこれ、重要だと思うけど分からなくて好きにもなれないという子が割といるのだとしたら、この辺り、子どもたちにとって算数にもう少し気持ちがいくようなこととして、どういうことができるのかなと思いました。それが2点目です。

3点目は、資料01-1のほうなんですけども、23ページにいくつか項目ある中で、学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると。この回答が小学校、中学校とも高いですよ。ですから、これを見ると、文科省も推進している協働的な学びというものが、川崎市で非常に良い形で展開されているのかなと思いました。

それから4番目は、これ、データが取ればの話なんですけども、今、全国との差を見せていただけてますけども、根本的には恐らく統計的な検定をして、それぞれ有意とか有意でないということを確認していったほうがいいのかという気はするんですけども、これ、同一調査でなければできないと思うのですが、ちょっとその辺、同一調査である項目で全国の検定に必要なデータが取れるとすれば、その辺りやっていったほうがいいのかと思ったんですけども、データ

的に難しければ構わないと思います。以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。
森川委員、どうぞ。

【森川委員】

ありがとうございます。

半分感想とかそんな感じなんですけど、今住んでいる地域の行事に参加しているというデータなんですけど、まさかこういうデータが入っているとは思わなかったのが驚いたのですが、私は、古くから続く行事の多い地区の自治会長をしております。お子さんたちの参加が色々減ってきているのは本当に正直な話、確かで、その理由に御家族だけで住んでしまって地域行事に参加しないおうちが非常に多いというのが一つです。逆に開いて、どんどん外に出て行って、消防団ですとか、子ども会さんですとか、青年団さんですとか、色々な会に参加している御家族だと、もう家族ぐるみで出てきてくださったりしているんですね。それと学力とどういう関係があるのかなと最初この資料を見ていて思ったんですが、先ほど芳川委員のお話にあったように、閉じてしまっている御家庭だったら、逆に地域の大人たちのモデルケースを見る機会にも、開いているということは、地域の大人たちの古いケースもたくさん子どもたちの目に触れるよい機会なのかなと捉えたので、やはりこの辺はもうちょっと巻き込む感じで対策を練っていきたいなと思いました。以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。
ほかにはよろしいでしょうか。
それでは、報告事項No. 1は終了といたします。

7 議事事項 I

議案第20号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に係る報告書（令和4年度版）について

【小田嶋教育長】

続いて、議事事項1に入ります。

「議案第20号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に係る報告書（令和4年度版）について」の説明を、教育政策室担当課長、お願いいたします。

【豎月教育政策室担当課長】

教育政策室担当課長、豎月と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第20号「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関する報告書」について説明いたします。

ファイルナンバー02-1、【議案第20号】のファイルをお開きください。

2ページを御覧ください。本報告書は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、「川崎市教育改革推進会議」を通じて、学識経験者、市民代表、教職員代表から御意見をいただきながら作成したもので、本市の教育に関する基本計画である「かわさき教育プラン」の進捗管理の結果を取りまとめたものでございます。

4ページを御覧ください。第1章「教育委員会の活動状況」でございます。昨年度は、定例会を12回、臨時会を6回開催し、合計60件の審議を行ったほか、教育委員会会議以外の活動も実施いたしました。

6ページを御覧ください。第2章「かわさき教育プランについて」でございます。「かわさき教育プラン」は、平成27年度からおおむね10年間を対象期間としており、本市では、「教育基本法」に定める「教育振興基本計画」として位置づけております。基本理念を「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」とし、基本目標を「自主・自立」「共生・協働」として定め、7ページに具体的な取組を8つの基本政策に整理しております。

8ページを御覧ください。第3章「かわさき教育プランの点検及び評価の項目」でございます。下部の枠線にございますように、教育プランは8つの基本政策、19の施策、45の事務事業について、総合計画との整合を図りながら、点検・評価を行うものでございます。

9ページを御覧ください。第4章「かわさき教育プラン第3期実施計画 令和4年度点検・評価シート」でございます。ここから基本政策ごとに点検・評価結果を御説明してまいります。

初めに、基本政策Ⅰ「人間としての在り方生き方の軸をつくる」でございます。

「主な課題」としましては、各学校の実情に応じて、全ての市立学校で「キャリア在り方生き方教育」を推進しており、引き続き子どもたちに社会的自立に向けて必要な能力や態度とともに、共生・協働の精神を計画的・系統的に育てる教育が必要と考えております。

10ページを御覧ください。「主な取組成果」でございますが、「キャリア・進路指導担当者研修会」等を実施したほか、「キャリア在り方生き方ノート」に、新しく「市制100周年」、「SDGs」、「かわさきパラムーブメント」に関するページを追加するなどいたしました。

次に、「教育改革推進会議における意見内容」でございますが、社会参画への意識が昨年度に比べ中学生で減少しており、諸外国に比べても深刻な低さと思われるという課題認識や、「キャリア在り方生き方教育」では、子どもたちが今の自分を知り、存在価値を確認することによって、自己肯定感を高めることにもつながっているといった御意見をいただきました。

こうした課題や御意見を踏まえ、「今後の取組の方向性」でございますが、「キャリア在り方生き方ノート」や「キャリア・パスポート」について、さらなる有効活用に取り組んでまいります。

12ページを御覧ください。基本政策Ⅱ「学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす」でございます。

「主な課題」としましては、①「確かな学力」の育成や、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、③小中9年間を通じた体系的・計画的な食育の推進、④GIGAスクール構想で整備されたICT環境を生かした学習の継続による学習保障などが必要と考えております。

13ページを御覧ください。「主な取組成果」でございますが、以下、丸数字は主な課題の番号に対応しておりますが、①市学習状況調査、市学習診断テストの調査結果の活用のほか、新しい市学習状況調査に係る調査項目や実施方法、活用方法の検討について、モデル校での研究成果を基に取組を進めました。また、③残食等を考える授業の実施や大豆ミートを小学校給食の食材と

して初めて使用することで、学校給食を通じたSDGsの取組の推進や、④かわさきGIGAスクール構想ステップ2の実現に向けた研究を推進し、「かわさきGIGAスクール構想教職員向けハンドブックステップ3」の作成などを行いました。

次に、「教育改革推進会議における意見内容」でございますが、①新しい市学習状況調査のモデル校での取組を真摯に振り返り、多くの学校の情報を集め、改善に努める必要があるといった御意見や、④デジタル化が進んだことで、子どもたち本人が思考することをやめてしまうことの懸念が示され、子どもが自ら考え、答えを導き出す教育にGIGA端末を活用してほしいなどの御意見をいただきました。

14ページを御覧ください。「今後の取組の方向性」でございますが、①令和5年度から始まる新しい市学習状況調査では、対象学年の拡充や、IRTを取り入れた調査方法への変更により、よりきめ細かく一人ひとりの学習状況を把握し、その結果をGIGA端末と連携することで、各学校の授業改善、児童生徒の学習改善につなげてまいります。また、④GIGAスクール推進協力校の募集枠を拡大するとともに、国のリーディングDXスクール事業を活用して、さらなる取組の推進などをしてまいります。

16ページを御覧ください。基本政策Ⅲ「一人ひとりの教育的ニーズに対応する」でございます。

「主な課題」としましては、①一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育を行うため、良好な教育環境の確保や医療的ケア支援の更なる充実、居住地校交流の促進、②スクールカウンセラーや学校巡回カウンセラーによる相談活動など、学校全体で支援する校内体制の確立、③「かわさき共生*共育プログラム」を通じた人間関係のトラブルの未然防止、④不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保などがございます。

17ページを御覧ください。「主な取組成果」でございますが、①医療的ケアについて、対象児童生徒33名に対し看護師配置を行い、うち3名に自立支援を行いました。また、②スクールソーシャルワーカーの増員や、小学校への学校巡回カウンセラーの定期派遣の開始、③「かわさき共生*共育プログラム」については、児童生徒の心のケアに向け、SOSの出し方・受け止め方に関するエクササイズを新たに開発し、全校で実施、④不登校特例校の先行事例への視察やヒアリングの実施などを行いました。

次に、「教育改革推進会議における意見内容」でございますが、①居住地校交流については、受入れ校での意識変化や、障害理解学習などによって、活発な交流が行えるようになったという御意見や、②学校巡回カウンセラーの存在が児童の心の支えとなっているため、配置回数の増加を求める御意見などがございました。

18ページを御覧ください。「今後の取組の方向性」としましては、①医療的ケアを必要とする児童生徒の自立を見据えた支援のさらなる充実のほか、②多様化・複雑化する相談内容に対応していくため、スクールソーシャルワーカーや教育相談室を含む学校外の関係機関との連携強化、④不登校支援の充実に向けて、令和5年度に「(仮称)不登校対策の充実に向けた取組指針」を策定し、不登校対策を総合的に推進するなどしてまいります。

20ページを御覧ください。基本政策Ⅳ「良好な教育環境を整備する」でございます。

「主な課題」としましては、②通学路の安全確保のほか、③学校施設について、計画的な予防保全や長寿命化を進めていくことなどが求められています。

21ページを御覧ください。「主な取組成果」としましては、③包括管理委託の導入に向けた調

整、検討を進め、「麻生区内学校施設包括管理業務実施方針」を策定したほか、既存校のエレベーター設置を169校で完了し、学校トイレの環境整備は全175校で完了するなどいたしました。

次に、「教育改革推進会議における意見内容」でございますが、②地域の力を生かして子どもたちの安全確保に努めるべきという御意見や、③学校トイレの快適化に対して評価する御意見などをいただきました。

「今後の取組の方向性」でございますが、③効率的・効果的な学校施設の管理について、今後も継続して検討・調査していくほか、④新川崎地区における新設小学校の令和7年4月の開校を目指した取組を進めるなどしてまいります。

23ページを御覧ください。基本政策V「学校の教育力を強化する」でございます。

「主な課題」としましては、①「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に基づく教職員の業務の見直し、②「社会に開かれた教育課程」や「地域とともにある学校」の実現、③教職員のライフステージに応じた研修の充実や、授業力向上・GIGA端末の活用など、時代の変化に応じて必要とされる教職員の資質・能力の育成などが求められています。

24ページを御覧ください。「主な取組成果」としましては、①教職員事務支援員・部活動指導員等の配置や、休日の部活動の地域移行に向けた実践研究の実施のほか、②コミュニティ・スクールについて、新たに学校運営協議会を20校で設置、③教員採用試験では広報活動としてSNSの積極的活用、市内外や大学等での説明会の増加等により、試験の応募者数が増加するなど、人材確保の取組を進めるとともに、大学3年生を対象とする小学校受験区分の創設などを行いました。

次に、「教育改革推進会議における意見内容」でございますが、③特に高学年を中心に専科指導を拡充したことによって、教材研究の時間を確保できるようになり、より質の高い授業ができていたといった御意見がございました。

25ページを御覧ください。「今後の取組の方向性」でございますが、①教職員勤務実態調査について、国の勤務実態調査の内容及び調査結果を踏まえ、本市の実情に即した調査の実施などを行ってまいります。

27ページを御覧ください。基本政策VI「家庭・地域の教育力を高める」でございます。

「主な課題」としましては、①家庭教育の推進を図る仕組みづくりのほか、②地域教育会議の更なる活性化に向けた取組の充実による地域の教育力の向上、また「地域の寺子屋事業」の取組を広げ、継続していくための地域人材や団体の育成などが必要と考えております。

28ページを御覧ください。「主な取組成果」でございますが、①市民館での家庭・地域教育学級等の実施のほか、②地域教育ネットワークの構築に向け、各中学校区におけるネットワークの活性化を担うコーディネーターの委嘱などを行いました。

次に、「教育改革推進会議における意見内容」でございますが、①地域で家庭を支えるという考え方を評価する御意見や、②もっと多くの子どもに「子ども会議」を知ってもらい、参加してもらいたい、学校が担ってきた教育資源を地域に振り分けながら学校の負担を減らす方法を考えるべきで、教育は社会全体でやるものという意識づけが必要といった御意見などをいただきました。

「今後の取組の方向性」でございますが、①市民館での家庭教育に関する学習機会の提供について、ICTを活用した事業展開等に取り組んでまいります。

30ページを御覧ください。基本政策VII「いきいきと学び、活動するための環境をつくる」でございます。

「主な課題」でございますが、①「今後の市民館・図書館のあり方」を踏まえ、「行きたくなる」、「まちに飛び出す」、「地域の“チカラ”を育む」市民館・図書館を目指した取組の推進のほか、②地域の身近な生涯学習の場として、学校施設の有効活用の更なる推進が必要と考えております。

31ページを御覧ください。「主な取組成果」でございますが、①図書館について、電子書籍の試行的な導入、有料宅配サービスの本格実施、返却ボックスの新たな設置をいたしました。また、②学校施設の更なる活用の促進として、「k a w a s a k i 教室シェアリング」では、ワークショップやお試し開放等の実施、スマートロック等の実証実験を行ったほか、「みんなの校庭プロジェクト」では、児童会等を活用したルールづくりや、地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくりに向けた取組などを行いました。

次に、「教育改革推進会議における意見内容」でございますが、①中長期的に見ると、読書から動画へ、紙からICTへ学習媒体を転換するときだといった御意見があった一方、現時点では、言葉でのコミュニケーションを重視しており、そのために読書など文字を通じて理解する活動を継承していくことにも意義があり、言葉の習得の機会を家庭環境などによらず、誰にでも平等に開いていくことは、教育政策の課題として依然として重要だといった御意見がありました。また、②校庭利用における子どもたちの安全管理については、公園利用と同じようなハードルの低さで校庭を利用するように、保護者や地域への意識付けを行わなければいけないなどの御意見をいただきました。

32ページを御覧ください。「今後の取組の方向性」でございますが、①図書館では、来館困難者等への支援に向けたサービスの向上を図るとともに、②「k a w a s a k i 教室シェアリング」、「みんなの校庭プロジェクト」の取組を進め、学校を地域の核として、地域ぐるみで子どもの育ちを支える仕組みを進めてまいります。

34ページを御覧ください。基本政策Ⅷ「文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める」でございます。

「主な課題」としましては、①橘樹官衙遺跡群について、本市の貴重な宝として将来を見据えた整備を行い、全国にその魅力・価値を発信し、更なる文化的発展につなげていくことや、②日本民家園・かわさき宙と緑の科学館では、生田緑地という地域資源を最大限に生かし、効果的な魅力発信を行う必要などがあると考えております。

35ページを御覧ください。「主な取組成果」でございますが、①「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」に基づく整備の推進については、緑地整備及び復元建物の実施設計を行うとともに、史跡整備工事に着手しました。また、②日本民家園、かわさき宙と緑の科学館では、非来園型サービスとして、公式サイトコンテンツ充実やSNS等を活用した情報発信を行ったほか、博物館事業の充実により、更なる魅力向上を図るため、「第2期川崎市青少年科学館運営基本計画」を策定するなどいたしました。

次に、「教育改革推進会議における意見内容」でございますが、①川崎市内の様々な史跡・文化財をG I G A端末を活用して知ることによって、川崎により一層親しみを持つことができるのではないかといた御意見などがありました。

「今後の取組の方向性」でございますが、①「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」に基づき、史跡整備工事を実施するほか、「川崎市文化財保護活用計画」の満了を迎えるため、「川崎市文化財保存活用地域計画」を策定していきます。また、②日本民家園では、運営基本方針の策定などを行ってまいります。

報告書の説明は以上でございます。

なお、ファイルナンバー02-2、【議案第20号】は、本報告書の別冊として、教育委員会の活動の詳細と45の事務事業の評価結果を詳細に記載しておりますので、後ほど御参照ください。
議案第20号についての説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

教育委員会で行っている事業全てについての評価ということになるので、非常に幅広く膨大なものがあるんですが、御質問、御意見等ありましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

【田中教育長職務代理者】

どうも膨大な資料を効率的に御説明いただいて、ありがとうございました。

1点だけ教えていただきたいんですけども、全体の見方なんですけど、各政策目標の下に主な課題ってありますよね。この主な課題と、その後成果があって、推進会議における意見内容があって、今後の取組の方向性というのがありますね。それで、この最初に出てくる主な課題と、今後の方向性との関係がよく分からないんですけども、例えば最後の基本政策Ⅷについては、主な課題の最後に、生田緑地という本市を代表する地域資源を最大限に生かすと、効果的な魅力発信とありますよね。これが課題なんですけれども、今後の方向性の中に、民家園は生田緑地の中にあるので、その中心と考えることはできるでしょうけど、ただ、生田緑地は非常にやっぱり川崎市としても広大な緑地であり、そこの生態系であるとか、自然資源って、ものすごい貴重なものがあると思うんですね。だから、それを生物多様性とかSDGs等の関係の中で、市民に対して自然保護に対する関心をすごくかき立てるような生田緑地の活用方法ってあると思うんですね。それが主な課題を見ると、そういうことを言ってるのかなと思うんですけど、今後の取組の方向性には一切そういうものは出てこないの、その辺りの関係がよく分からないんですけど、私の感想としては、主な課題の中の生田緑地を生かすという、これがあるからには、今後の方向性についてもう少し生田緑地の自然を活用して、今後のSDGsの教育を含め、自然保護に対する関心を高めていくような、そういうのがあってもいいのではないかなと思ったんですけど、何かそれについてお答えいただけるとありがたいです。

【堅月教育政策室担当課長】

まず、つくりの御説明をちょっと十分していなかったところがありまして、申し訳ございませんでした。

例えば基本政策Ⅷで、最初に政策目標で主な課題という部分があるかと思いますが、ここは現行の教育プランに書かれております政策目標と主な課題の中から抜き出してきているというものでございます。

それに続きまして、主な取組成果という部分につきましては、この教育プランのいわゆる第4階層といわれる事務事業を個々にぶら下げているものがありますが、個々の事務事業ごとに上げられてきた昨年度の事業成果を書いているシートがございますので、それが総合計画側とも連動

しております。その内容の中から、昨年度の主な取組内容につきましてここで記載をさせていただいているという形でございます。

同じく、その事務事業ごとの取組の成果とともに、来年度以降の方向性についても、事務事業ごとに方向性を記載してございますので、その内容を今後の取組の方向性というところに併せて記載をさせていただいているというものでございまして、確かに委員のおっしゃるとおり、①、②という数字ごとには大きく事業のくくりとしては一致させた記載になってございますが、必ずしも表現が全部ひもづいている、連続性を持ったものというようになっていないというのは事実でございます。大きな計画上の課題感と向いてる方向性としては、同じ方向を向いているものだと御理解いただければと思っております。

【田中教育長職務代理者】

分かりました。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

森川委員。

【森川委員】

ありがとうございました。

私は、家庭地域の教育力を高めるのところなんですけども、ここの主な課題②の、更に取組を広げ継続していくために、地域人材や団体を育成していくとあります。学校だけに家庭の事情を押しつけるのではなく、地域がそこをフォローすることは大賛成なんですけども、ただ、学校、家庭、地域でつながると、隙間に落ちていた子どもたちも見つけることができるかなという思いは確かに持っております。ただ、子ども食堂などに今関わっていて、すごく思っているのは、地域人材の団体誰でもいいわけではないなと、大人が誰でもいいわけではないということを実感しております。子どもたちそれぞれに個人情報があります。あの子、いつも食べに来ているよなどや、またあの子、お勉強全然足りてないけど、お母さん全然教育せんのよとか、そんなうわさが流れることが絶対にあってはならないと思って、人材を増やすことがなかなか難しいところに直面しております。その辺についての何かお考えとかあったら教えてください。

【小田嶋教育長】

生涯学習部長、お願いします。

【大島生涯学習部長】

生涯学習部長でございます。

今、地域の人材の活用ということで、国がいうところの地域学校協働本部の活動について、川崎市はもともと地域教育会議という歴史的に長い活動の歴史を持つ組織がありますので、そこが、国が言うところの、地域学校協働本部を担っているような動きで動いております。

おっしゃるとおり、地域教育会議も、長い活動の中で主体的に活動されている方の高齢化であるとか、やはり若手の次代を担うような人材育成というのは非常に課題であると思っております。

そこで、我々は今、そういった新たな人材育成という点も含めまして、今度は川崎区の地域教育会議の一つの中学校区をモデルケースとして、そういった人材育成の取組に力を入れ、動けるケースとしてやって、それを全市の中で横展開をしていくというような、そういった取組をこれから始める予定でございますので、新たにそういった色々な地域で本当に子どもたちに関わっていただける方、おっしゃるとおり誰でもいいというわけにはやはりいかないと我々も考えておりますので、そういった力量のある方の発掘、育成みたいなことは、これから地域の方々とも連携をさせていただきながら、取組を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

【森川委員】

ありがとうございます。ぜひ成功させていただいて、私の地域にも来ていただけることを願っております。よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがですか。

野村委員。

【野村委員】

御説明ありがとうございます。今の森川委員の御発言と関連してなんですけれども、身近な話で恐縮ですが、私の息子が通っている学校でも、寺子屋で先生役を務めてくださっている方がだいぶシニア世代で、確かに親世代とはまた違う交流というのもすばらしいものだと思います。

ただ一方で、学習内容が難しくなるにつれて、何ていうか、指導に慣れている方はよろしいですけれども、教えることが難しくなってきたりとか、学校での教え方というのも、世代によってどのように教わってきたかが違うので、なかなか今の子どもが学校で教わってきたことを繰り返して教えてあげるようなやり方で教えることが難しいというお声を聞いております。

先ほどの御説明にもありました、川崎区をモデルケースにして、全市の横展開ということですが、その中の一つの観点として、勉強を教えるのが得意な人をどう巻き込んでいくとか、あとは子どもと勉強を伴走してきたような、ある意味、親世代でもいいので、そういった世代をどのように取り込んでいくのかということも、併せて考えていただけるとありがたいと思います。

【小田嶋教育長】

大島生涯学習部長。

【大島生涯学習部長】

地域の寺子屋事業についてのお話でしたが、毎年、寺子屋先生の養成講座であるとか、コーディネーターの養成講座は順次行っておりまして、なるべく多くの方々に関わっていただくような取組は、今後も続けてまいりたいと考えております。それぞれの寺子屋先生も、これまでのキャリアであるとか、色々な御経験をされている方がいらっしゃいますので、それぞれの得意分野を生かしていただけるような寺子屋の実施になるように、こちらもフォローしてまいりたい

と考えております。以上でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

芳川委員。

【芳川委員】

詳しい報告書、ありがとうございます。まとめるのにどれぐらい時間がかかるかというところ、本当に皆さんの御苦勞、目に浮かぶような形になりますが、私が気になったところは、報告書の中の基本政策、一人ひとりの教育的なニーズに対応するということところです。ページでいうと、16ページから以降ということなんですけれども、お聞きしたいこと、教えていただきたいことが2点ありますけれども、一つは医療的なケアということなんです、17ページのところで、①のほうで、医療的なケアについては対象児童生徒は、というようなことを書いているのですが、医療ナースっていうのも、実はとても大事でして、民間の学校を見に行ったときに、すごく大きな役割を果たしているなという印象があります。実際に病院でその話合いをしていると、ナースの中で、実は学校で仕事をしたいというように言っている方が結構いて、募集が少ないのでなかなか入ることができないという声も聞いたりとかしているんですが、それについて、もしこれから方向性がございましたら、教えていただきたいなと思います。それが1点です。

もう1点なんですけれども、19ページの参考資料、ありがとうございます。非常に細かく見させていただきました。気になったところは、まず、支援の必要な児童の課題改善率、小学校、中学校、出してくださっているんですけれども、どちらも昨年度よりも、その前より低下している数値になってしまっているんですね、この低下の理由はどのように分析していらっしゃるのかということと、出現率は低下していないというところ、何となく全国的な傾向であるのかと思うんですけれども、あと、不登校の出現率も一緒だと思います。ですので、そこのまず改善率が低くなったというところの裏付けや背景とかを教えていただければ非常にありがたいです。以上です。

【小田嶋教育長】

看護師の配置については学校教育部長から。

【小澤学校教育部長】

学校教育部でございます。医療的ケアの、委員は医療ナースとおっしゃられたかと思うんですけれども、募集が少ないというのも頂戴していたかと思うんですけれども、私たちとしては、やはり安定的な看護師の確保という部分についての課題が、恐らくあるのかなと思っています。

令和4年度では、小・中学校等における医療的ケア支援事業において、市内の訪問看護ステーションに加えまして、会計年度任用職員の看護師の配置など、力のあるナースの方を安定的に確保するということがやはり困難なのだろうなと思っています。

加えまして、令和5年度からは、医療的ケアが必要な児童生徒をスクールバスに乗車させることもやっておりますので、そういった観点からしても、看護師の確保という部分については重要な課題だと考えているところでございます。

続いて、課題改善率が低下している理由というお話を頂戴したかと思いますが、色々な支援ニーズというものが複雑化、多様化しているところがありますので、そこに改善率が低く下がってしまっているような大きな要因があるのではないかなと分析をしているところでございます。以上でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

森川委員。

【森川委員】

すみません、先ほどの地域の寺子屋事業のところなんですけども、これはただの提案なんですけど、地域の寺子屋事業の、やったださる団体さんに教科書、算数と国語と英語だけでも、希望があるようでしたら1冊ずつお渡しするというのはいかがでしょうか。私も学校のサポーターを長年やっただして、初めて教える単元は、やはり今どういう教え方なのかなと思って、ちょっと休み時間に教科書見直したりして、この切り口なのねと確認してから教えるようにしてるんですね。なので、シニア世代の方とはいえ、経験のある方は、多分ちらっと見たら、ああ、今はこれねって納得して入れると思うので、学校の指導方法と違ってはいけないと、考えていらっしゃる方もいると思いますので、もし可能でしたら、教科書、算数と国語、英語もあつたらいいかなと思うんですけど、それを御検討いただけたらいいかなと思います。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、議案第20号は、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

以下、非公開となります。

<以下、非公開>

8 報告事項Ⅱ

報告事項No. 2 「川崎市総合計画」第3期実施計画・令和4年度事務事業評価結果について

【小田嶋教育長】

続いて、報告事項Ⅱに入ります。

「報告事項No. 2 「川崎市総合計画」第3期実施計画・令和4年度事務事業評価結果について」の説明を、教育政策室担当課長、お願いします。

【翌月教育政策室担当課長】

それでは、報告事項No. 2 「川崎市総合計画」第3期実施計画・令和4年度事務事業評価結果について」御説明いたします。

初めに、ファイルナンバー03-1、【報告事項No. 2】のファイルをお開きください。

2ページを御覧ください。こちらは、「川崎市総合計画」の概要に関する説明資料となっておりますので、4ページにかけて、総合計画の趣旨、構成、計画期間等に関する内容を記載しておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。

5ページを御覧ください。初めに、「Ⅱ 「川崎市総合計画」第3期実施計画・令和4年度事務事業評価結果について（全体概要）」について御説明いたします。「2 川崎市総合計画における進行管理・評価（全体概要）」の「(1) 施策・事務事業の評価」でございますが、「施策」の評価については2年に一度実施しておりますが、今回は「事務事業」の評価でございますので、毎年実施するものでございます。

6ページを御覧ください。下段の「4、公表スケジュール」でございますが、評価結果につきましては、8月25日に市議会報告、報道機関への情報提供等を行ってまいります。

7ページを御覧ください。次に、「Ⅲ 「川崎市総合計画」第3期実施計画・令和4年度事務事業評価結果について（教育委員会事務局）」について御説明いたします。「2 第3期実施計画・令和4年度事務事業評価結果（概要）」でございますが、教育委員会事務局が所管する事務事業は45事業あり、「目標を上回って達成」したものが1事業、「目標をほぼ達成」したものが33事業、「目標を下回った」ものが11事業でございます。

8ページを御覧ください。「令和4年度の主な事務事業の評価結果一覧」でございますが、「目標を上回って達成」した事業及び「目標を下回った」事業について、その理由を説明してまいります。

なお、各事業の詳細につきましては、ファイルナンバー03-2、【報告事項No. 2】資料のファイルに取りまとめておりますので、後ほど御参照ください。

初めに、「目標を上回って達成」した事業でございます。11ページを御覧ください。表の左端の番号で御案内してまいります。18番「共生・共育推進事業」でございますが、「主な取組の実績」の一つ目の黒丸のとおり、かわさき共生*共育プログラムの授業について、例年の授業に加え、新たにSOSの出し方・受け止め方教育のエクササイズを開発し、全市立学校175校で実施するなど、計画に記載されている取組内容よりも高い水準で事業を実施したことなどから、事業の達成度を2といたしました。

次に、目標を下回った事業について御説明いたします。恐れ入りますが、9ページへお戻りください。10番「子どもの体力向上推進事業」でございますが、「主な取組の実績」の一つ目の黒丸のとおり、中学校総合体育大会と小学校陸上記録会は実施したものの、市立小学校地区別運動会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止したことなどから、事業の達成度を4といたしました。

10ページを御覧ください。15番「魅力ある高校教育の推進事業」でございますが、「主な取

組の実績」の一つ目の黒丸のとおり、図書館開放等は予定どおり実施したものの、市立高等学校の教員が地域住民に対して行う開放講座は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止としたことなどから、事業の達成度を4といたしました。

11ページを御覧ください。19番「児童生徒支援・相談事業」でございますが、「主な取組の実績」の一番下の黒丸のとおり、おおむね予定どおり取組を実施したものの、総合教育センターに設置している教育相談室について、申込みから相談までの待機日数が長期化していることなどから、事業の達成度を4といたしました。

12ページを御覧ください。24番「学校施設長期保全計画推進事業」でございますが、「主な取組の実績」の二つ目の黒丸のとおり、老朽化した給水管の適切な更新について、入札不調により工事への着手が遅れ、目標の2校に対して実績が0校となったことなどから、事業の達成度を4といたしました。

13ページを御覧ください。32番「学校業務マネジメント支援事業」でございますが、「主な取組の実績」の三つ目の黒丸のとおり、教職員勤務実態調査について、令和4年度の実施を予定しておりましたが、国の勤務実態調査の速報値が令和5年5月に公表されることを踏まえ、それを活用しつつ、より本市の実情に即した調査とするため、実施時期を令和5年度に後ろ倒ししたことなどから、事業の達成度を4といたしました。

一つ下の33番「家庭教育支援事業」でございますが、「主な取組の実績」の一つ目の黒丸のとおり、PTAによる家庭教育学級について、オンラインでの開催などに取り組みましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からPTA活動そのものが縮小され、開催数が目標を下回ったことなどから、事業の達成度を4といたしました。

二つ下の35番「地域の寺子屋事業」でございますが、「主な取組の実績」の一つ目の黒丸のとおり、地域の寺子屋の開設数が目標を下回ったことなどから、事業の達成度を4といたしました。

一つ下の36番「社会教育振興事業」でございますが、「主な取組の実績」の一つ目の黒丸のとおり、市民館における社会教育振興事業の実施数が目標を下回ったことなどから、事業の達成度を4といたしました。

14ページを御覧ください。39番「社会教育関係団体等への支援・連携事業」でございますが、「主な取組の実績」の三つ目の黒丸の括弧のとおり、生涯学習財団に対する補助事業への参加者数が目標を下回ったことなどから、事業の達成度を4といたしました。

15ページを御覧ください。42・43番「日本民家園管理運営事業」及び「青少年科学館管理運営事業」でございますが、来園者数・来館者数がいずれも目標を下回ったことなどから、事業の達成度を4といたしました。

16ページを御覧ください。ただ今御説明いたしました評価結果一覧の見方でございますので、後ほど御参照くださいますようお願いいたします。

報告事項No. 2の説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等はいかがでしょうか。

野村委員。

【野村委員】

御説明ありがとうございました。19番の児童生徒支援・相談事業についてお伺いしたいと思っております。総合教育センターの相談の待機が長期化しているということですが、具体的にはどのくらいの期間待つことが必要なのかということが1点と、それから、相談に対応してくださる方お一人当たり何件ぐらいを担当していらっしゃるのかということと、後は、私の知識不足で申し訳ないのですが、学校に巡回して下さっているカウンセラーの方と、総合教育センターの相談の窓口というものの相談内容のすみ分けみたいなものがあるのか、そこうまく連携して活用すれば、全てが教育センターで受け止めて、長く待たせてしまうということが改善できるのではないかなと単純に思ったのですが、その3点を教えてください。

【小田嶋教育長】

では、総合教育センターの所長からお答えします。

【鈴木総合教育センター所長】

総合教育センター所長です。1点目の長期化につきましては、相談の申込みを受け付けてから、インテイクという1回目の相談に入るまでに、これまで約2か月ぐらいかかっておりました。その後、本格的な相談に入るまでには、長いもので6か月ぐらいかかっているということが昨年の状況でございました。ここにつきましては、相談員の増員等をして、今年度中にはインテイクまでの時間を2か月から1か月に減らし、その後の本格的な相談までも減らすというようなことを現在行っているところでございます。

それから、一人当たりの相談件数というところにつきましては、これは相談員の、いわゆるスキル、力量にもよるところがございますので、何名という、はっきりとした数字が言えないところでございますが、スキルのある者は多く相談を持っておりますので、その相談員のスキルの向上というところが課題になっているところでございます。

それから、学校を巡回するカウンセラー、それから、中学校、高等学校はスクールカウンセラーがございしますが、そのすみ分けというところですが、学校の中で相談を受け付けたものが、学校巡回カウンセラーとスクールカウンセラーが受け持っていて、そこからより専門的な相談を受けたいという方が、御本人であったり、学校からであったり、教育相談センターのほうにさらに申込みをして相談をするという形になっています。ここの連携がさらに必要だなと考えておりますので、学校のほうでまず巡回カウンセラー、スクールカウンセラーが子ども、それから保護者の相談を受け付けて、そこでしっかり判断をして、これはより相談センターの相談が必要だなというもの、すみ分けというか、そこで一旦、学校の中でケース会議等をして、これはより専門的な相談をしようという判断をしていくという形を取っているところでございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

【野村委員】

はい。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

芳川委員。

【芳川委員】

御説明ありがとうございました。気になったことは、共生・共育推進事業のところなんですけれども、そこだけがまだ達成度が2ということになっているんですけれども、行っていますし、また非常に豊かなSOSの出し方教育だとか、プログラムを入れたりとかしているはずなんですけれども、どうして何だろうとふと思いつながら、次の報告事項の03-2のところを、39ページも見てみたんですが、それでもよく分からないので、どこが実は更なる課題が、そして、これからどう改善したいのか、説明をお願いできるとありがたいんですが、お願いします。

【豎月教育政策室担当課長】

今回、ここを2とさせていただきましたのは、共生・共育プログラムの中に、一つ新しいエクササイズを加えたというところをごさいます、これは全く新規に新しくプログラムをつくって、それを各全市立学校のほうで実施していただいたというところをごさいます。これは当初予定していたものではなく、新たに上乘せの的にやっていったものというところをごさいますので、2という評価を加えさせていただいたというところをごさいます。

【小田嶋教育長】

目標を上回ったということです。

【芳川委員】

上回ったということですね。

【小田嶋教育長】

はい、2は目標を上回って実施ということ。

【芳川委員】

ということですね、すみません、私が間違えました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ。

【田中教育長職務代理者】

すみません、一言だけ。どうも御説明ありがとうございました。今、4がとても多いということで、目標を下回ったものの項目が大変多いということは、考え方は二つあって、一つは目標を絶対的な条件と考えれば、もっと頑張りましょうということになると思うんですけども、ただ一方で、これだけ下回ったのが多いということは、もともと事務事業を行う上で、条件とか環境が非常に難しいので、目標値自体がかなり難しいものであったという捉え方もあると思うんですよ。

ね。ですから、目標値の見直しも少し考えてもいいのではないかと思います。以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 2は終了といたします。

報告事項No. 3 公益財団法人川崎市学校給食会の経営状況について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 3 公益財団法人川崎市学校給食会の経営状況について」の説明を、健康給食推進室担当課長、お願いいたします。

【岩丸健康給食推進室担当課長】

健康給食推進室の担当課長の岩丸と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項No. 3 公益財団法人川崎市学校給食会の経営状況について御報告申し上げます。

ファイルナンバーの04__【報告事項No. 3】のファイルをお開きいただき、2ページを御覧ください。

初めに、「I 法人の概要」の「1 設立年月日」でございますが、設立年月日は平成24年4月1日でございます。なお、旧財団法人川崎市学校給食会の設立年月日は、昭和33年5月1日でございます。

次に、「5 目的」でございますが、「川崎市立学校の学校給食に関する事業を行うことにより、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育を推進し、豊かな市民生活に寄与すること」を目的としております。

次に、「II 令和5年度の事業計画に関する書類」について御報告いたします。

「1 事業計画の概要」でございますが、給食物資を共同購入することにより、品質のよい給食物資を安い価格で購入し、学校給食の充実発展と円滑な運営を図るため、「(1) 学校給食用物資の調達に関する事業」をはじめとして、(2) から (4) まで事業内容を記載してございます。

次に、3ページを御覧ください。「2 予算書」でございます。左から項目として、「科目」「予算額」「前年度予算額」「増減」「備考」となっておりますが、一番左の「科目」と「予算額(A)」の欄を御覧ください。

「I 一般正味財産増減の部」の「1 経常増減の部」でございますが、(1) 経常収益につきましては、「ア 基本財産運用益」から「カ 雑収益」までで構成されており、「経常収益計」として、本表中段に記載しておりますが、予算額として、「57億5,712万2,000円」を見込んでおります。

次に、「(2) 経常費用」でございますが、「ア 事業費」として、4ページにお進みいただき、上から4行目の「イ 管理費」を合わせまして、その合計額は、4ページ中段の「経常費用計」の行にございます、「57億5,712万2,000円」を見込んでおります。

次に、5ページから6ページにかけて、「3 予算書内訳表」を掲載してございますが、こちらは、ただ今御説明申し上げました「予算書」を会計別に区分し、記載したものでございます。

次に、7ページを御覧ください。「Ⅲ 令和4年度の決算に関する書類」について御報告いたします。

「1 事業の実績報告」でございますが、令和4年度に実施いたしました「(1) 給食物資の共同購入」、「(2) 学校給食費の管理」、「(3) 給食物資に関する調査研究」、「(4) 学校給食の普及奨励に関する事業」の各事業の実施状況を記載しております。

次に、中段の「2 貸借対照表」でございます。左から、「科目」、「当年度」、「前年度」、「増減」となっており、「当年度(A)」欄が令和4年度の決算額、「前年度(B)」欄が令和3年度の決算額でございます。

一番左の「科目」と、「当年度(A)」の欄を御覧ください。

初めに「Ⅰ 資産の部」でございますが、「1 流動資産」と「2 固定資産」を合わせた資産の合計は、8ページにお進みいただきまして、上から8行目の「資産合計」の行にございます、「5億2,891万6,195円」でございます。

次に、「Ⅱ 負債の部」でございますが、「1 流動負債」と「2 固定負債」を合わせた負債の合計は、本表の下から9行目の「負債合計」の行にございます、「5億387万8,475円」でございます。

次に、「Ⅲ 正味財産の部」でございますが、正味財産の合計は、本表下から2行目「正味財産合計」の行にございます、「2,503万7,720円」でございまして、「負債及び正味財産合計」は「資産合計」と同額になっております。

次に、「3 正味財産増減計算書」でございます。当該計算書は、貸借対照表に記載されている正味財産の増減を表す計算書でございます。本表の「当年度(A)」の欄を御覧ください。「Ⅰ 一般正味財産増減の部」、「1 経常増減の部」といたしまして、「(1) 経常収益」の合計でございますが、9ページにお進みいただきまして、上から9行目の、「経常収益計」の行にございます、「57億4,460万5,804円」でございます。

経常収益の内訳といたしましては、「ウ 事業収益」に「給食食材料費相当収益」と記載のある、本市からの給食物資代金に係る委託料のほか、本市からの補助金・事務管理経費に係る委託料、雑収益等でございます。

次に、「(2) 経常費用」につきましては、「ア 事業費」と、下から7行目の「イ 管理費」で構成しており、その合計額でございますが、10ページにお進みいただきまして、上から10行目の、「経常費用計」の行にございます、「57億4,367万1,347円」でございます。

経常費用の内訳といたしましては、給食物資代金のほか、学校給食会職員の給料手当や衛生検査費等でございます。

次に、「2 経常外増減の部」といたしまして、「(2) 経常外費用」の合計でございますが、本表下から10行目の、「経常外費用計」の行にございます、「105万4,148円」でございます。

経常外費用につきましては、令和2年度までの過年度未納給食費のうち、令和4年度中に回収した分を、協定に基づき本市へ譲渡したため、本市への繰出額として計上したものでございます。

次に、当期一般正味財産の増減額につきましては、本表下から8行目の「当期一般正味財産増減額」の行に記載されておりますが、令和4年度は、「マイナス11万9,691円」となってお

ります。

これに、次の段の「一般正味財産期首残高」「2, 415万7, 411円」を加算した、「一般正味財産期末残高」は、「2, 403万7, 720円」となります。

「Ⅱ 指定正味財産増減の部」といたしまして、「指定正味財産期末残高」は「100万円」でございます。「Ⅲ 正味財産期末残高」につきましては、本表の一番下の行にございます、「2, 503万7, 720円」となっております。

次に、「4 正味財産増減計算書内訳表」につきましては、11ページから12ページまで掲載してございます。

当該内訳表は、ただ今の説明を、給食物資に関する事業費の「公益目的事業会計」と、管理的経費である「法人会計」の会計別に区分し、掲載したものでございますので、後ほど御参照いただければと存じます。

次に、12ページから16ページにかけて、「5 財務諸表に対する注記」、「6 附属明細書」、「7 財産目録」を掲載しておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

公益財団法人川崎市学校給食会の経営状況についての御報告は以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますか。

石井委員。

【石井委員】

1点教えてください。7ページに学校給食の普及奨励事業のうちに、オンライン食育講座というのがあるのですが、これはどのようなものなのでしょうか。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【岩丸健康給食推進室担当課長】

こちらにつきましては、学校給食で提供される牛乳を題材に、地元の神奈川県産の牛乳が使われていることを、神奈川県産の牛乳の生産量が全国2位であることなど、地産地消に関する話題や、牛乳には成長に必要な栄養分が豊富に含まれていることを、スライドを活用しながら、給食会の理事長に解説いただいた動画を作成して、雪印メグミルク株式会社の御協力の下、牛乳ができるまでの製造工程が分かる動画を提供し、合わせて小学校7校、5年生832人に視聴いただいたものでございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

【石井委員】

はい。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 3は以上で終了といたします。

報告事項No. 4 公益財団法人川崎市生涯学習財団の経営状況について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 4 公益財団法人川崎市生涯学習財団の経営状況について」の説明を、生涯学習推進課長、お願いいたします。

【山口生涯学習推進課長】

それでは、報告事項No. 4 公益財団法人川崎市生涯学習財団の経営状況について、御報告申し上げます。ファイルナンバー05_【報告事項No. 4】のファイルをお開きください。

2ページを御覧ください。「I 法人の概要」の「1 設立年月日」でございますが、設立年月日は、平成24年4月1日でございます。

次に「5 目的」でございますが、「川崎市における豊かな生涯学習社会の実現を図るため、教育、学術及び文化等に関する各種の事業を行うとともに、市民に自主的な活動及び交流の場を提供し、活力に満ちた市民自治社会の構築に寄与すること」でございます。

次に、「II 令和5年度の事業計画に関する書類」の「1 事業計画の概要」でございますが、記載の(1)から(6)までの基本的考え方に基づきまして、ページの下段、「(1)生涯学習に関する学習機会提供事業」から、3ページの(7)までの各種事業を行うものでございます。

次に「2 予算書」でございますが、表の左から1列目の「科目」と2列目の「予算額」の列を御覧ください。

「I 一般正味財産増減の部」の「1 経常増減の部」でございますが、「(1)経常収益」は、基本財産運用益などございまして、その合計は、次のページ、4ページの上から10行目の「経常収益計」の行にございます、3億1,627万9,000円でございます。

その下、「(2)経常費用」につきましては、「ア 事業費」と、ページの下段の「イ 管理費」を合わせまして、その合計は5ページ中段の「経常費用計」の行にございます、3億2,232万1,000円でございます。

その下、これらを差し引きした「当期経常増減額」は、マイナス604万2,000円となっており、2行下の「一般正味財産期首残高」は9,148万5,000円でございますので、その下、「一般正味財産期末残高」は8,544万3,000円でございます。

その下、「II 指定正味財産増減の部」の、4行下の「指定正味財産期末残高」は、2億220万円でございますので、二つの期末残高を合わせた「III 正味財産期末残高」は、表の一番下にございましており2億8,764万3,000円でございます。

5ページから8ページの「3 予算書内訳表」につきましては、ただ今御説明申し上げました「予算書」を会計別に区分し、記載したものでございます。

8ページを御覧ください。「III 令和4年度の決算に関する書類」の「1 事業の実績報告」では、令和4年度に実施しました各事業とその実施状況を記載しております。

9ページを御覧ください。中段の「2 貸借対照表」でございますが、表の左から1列目の「科目」と2列目の「当年度」の列を御覧ください。

「I 資産の部」でございますが、「1 流動資産」と「2 固定資産」の合計は、次のページ、10ページの上から12行目の「資産合計」の行にございますが、3億774万9,774円でございます。

その下、「II 負債の部」でございますが、6行下の「負債合計」は1,388万5,708円、その下、「III 正味財産の部」につきましては、8行下の「正味財産合計」は2億9,386万4,066円でございますが、その下、「負債及び正味財産合計」は、先ほどの「資産合計」と同額になっております。

10ページ下段から11ページまでの「3 貸借対照表内訳表」につきましては、ただ今の御説明を会計別に区分し、記載したものでございます。

12ページを御覧ください。「4 正味財産増減計算書」でございますが、表の左から1列目の「科目」と2列目の「当年度」の列を御覧ください。

「I 一般正味財産増減の部」の「1 経常増減の部」「(1) 経常収益」でございますが、こちらは基本財産運用益などでございまして、その合計は、下段の下から7行目、「経常収益計」の行にございます、3億1,667万2,595円でございます。

その下「(2) 経常費用」につきましては、「アの事業費」と、13ページにまいりまして、中段の「イの管理費」で構成し、その合計はページ下段の「経常費用計」の行にございます、3億1,785万541円で、次のページにお進みいただき、一番上、「当期経常増減額」は、マイナス117万7,946円となっております。

次に、その下「2 経常外増減の部」につきましては、6行下の「経常外費用計」が26万9,913円でございますので、「当期経常外増減額」はマイナス26万9,913円となっております。

その2行下、「当期一般正味財産増減額」は、マイナス144万7,859円となっており、「一般正味財産期首残高」が、9,231万1,925円でございますので、「一般正味財産期末残高」は、9,086万4,066円となっております。

その下、「II 指定正味財産増減の部」でございますが、2行下の「指定正味財産期末残高」は2億300万円でございますので、二つの期末残高を合わせた「III 正味財産期末残高」につきましては、2億9,386万4,066円となっております。

14ページ中段から16ページの「5 正味財産増減計算書内訳表」につきましては、ただ今の御説明を会計別に区分し、記載したものでございます。

また、17ページから20ページまでにかけては、「財務諸表に対する注記」と「財産目録」を掲載しておりますので、後ほど御参照願います。

公益財団法人川崎市生涯学習財団の経営状況についての御説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますか。よろしいですか。

田中委員。

【田中教育長職務代理者】

1点だけ教えてください。途中に出てきました、何ページでしたか、8ページでしょうか、財団の各種の事業ですよね。これの決め方というのは、以前にも聞いたことがあるかもしれませんが、財団のほうから提案があって決まっていくのか、あるいは、事務局のほうから委託なり助成なりを決めてやっていくのか、あるいは、両者の協議で決めていくのか、その辺りの決め方を教えていただけるでしょうか。

【山口生涯学習推進課長】

ありがとうございます。事業につきましては、財団の事業でございますので、基本的に市のほうが、このようにしてほしいとか、こういう打合せをしながら決めるというものではございませんで、財団が自分の事業目的のためにどういう事業をやっていくかということを計画しながらやっていくものでございますが、一方、一部委託業務などはやっておりますので、そういった事業につきましては、市のほうの協議というか、こちらの委託目的に沿った事業展開をしていただいているところでございます。以上でございます。

【田中教育長職務代理者】

はい。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 4は終了といたします。

報告事項No. 5 令和4年度公益財団法人川崎市学校給食会「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 5 令和4年度公益財団法人川崎市学校給食会「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について」の説明を、健康給食推進室担当課長、お願いいたします。

【岩丸健康給食推進室担当課長】

それでは、御説明のほうをさせていただきます。

それでは、報告事項No. 5 令和4年度公益財団法人川崎市学校給食会「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」につきまして御報告させていただきます。

取組評価の説明に入る前に、出資法人の令和4年度「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の概要について御説明いたしますので、ファイルナンバー「06-2__【報告事項No. 5】資料」のファイルをお開きいただき、1ページの参考資料1を御覧ください。

初めに、資料上段にございますとおり、今回の取組評価は、令和4年3月に策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針」に基づく、初年度の評価となるものでございまして、評価シートのPDCAサイクルを着実に回していくことで、出資法人の「効率化・経営健全化」と「連携・

活用」を図っていくことにつながっていくものでございます。

資料下段にございます、2「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の全体構成についてでございますが、2ポツ目にあるとおり、取組評価シートにおいては、「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の各視点から評価を行っていくものでございます。

それでは、「令和4年度 公益財団法人川崎市学校給食会『経営改善及び連携・活用に関する取組評価』」につきまして御説明させていただきますので、ファイルナンバー「06-1__【報告事項No. 5】」のファイルをお開きいただき、2ページを御覧ください。

初めに、「経営改善及び連携・活用に関する方針」において、本市の役割を御説明申し上げます。上から2段目の「本市施策における法人の役割」を御覧ください。

本市では、中学校給食の目指す姿として「健康給食」を定め、小学校においても「健康給食」の実施に向け、学校給食を活用した小中9年間にわたる体系的・計画的な食育を推進することにより、様々な経験を通じて「食」に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけ、生涯健康な生活を送るための基礎を育むことを目指しております。本法人は、国産食材を基本とし、味・品質・安全性等に考慮するなど、本市の給食献立の方針に適した物資を選定し、共同購入することにより、安全・安心で良質な給食物資を安定的・継続的に供給するほか、市と連携して学校給食に関する事業を行うことにより、本市施策における食育の推進に寄与する役割を担っております。

3ページを御覧ください。上段の「4か年計画の目標」についてでございますが、「施策推進」においては、安全・安心な学校給食を児童生徒に提供するために、規格基準書に基づく厳密な品質の管理徹底等を行うとともに、給食会だより等の発行による情報提供、給食食材を活用した食育事業等を行うことにより、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育を推進し、市民生活に寄与することとし、「経営健全化」においては、収支相償・収支均衡を意識した安定的・継続的な事業運営の推進、「業務・組織計画」においては、正確で透明性のある会計処理の確保、公益財団法人職員としての資質やコンプライアンス意識向上の取組を推進し、組織体制の強化を図ることとしております。

これを受けまして、「1. 本市施策推進に向けた事業取組」「2. 経営健全化に向けた取組」、4ページにまいりまして「3. 業務・組織に関する取組」として、それぞれ取り組むべき事業・項目名とそれにひもづく指標、現状値・目標値・実績値と達成度、それらを踏まえた本市による達成状況の評価、コストを伴うものは費用対効果の評価、今後の取組の方向性を総括できるようにしております。

こちらの各取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方につきまして御説明いたしますので、お手数ですが、ファイルナンバー「06-2__【報告事項No. 5】資料」のファイルをお開きいただき、2ページの参考資料2を御覧ください。

初めに、2ページ上段の「①各取組の指標に対する達成度の選択の考え方」でございますが、各実績値に対し、目標値及び現状値を基準として、「目標値以上」は小文字の「a」、「現状値以上～目標値未満」は小文字の「b」、「目標値の60%以上～現状値未満」は小文字の「c」、「目標値の60%未満」は小文字の「d」としております。

次に、「②各取組に対する本市による達成状況の評価の考え方」でございますが、上段の表にございますとおり、前述①の「指標に対する達成度」に応じた点数が設定されており、その点数の平均点を基に、下段の表にまいりまして、「目標を達成した」は大文字の「A」、「ほぼ目標を達成

した」は大文字の「B」、「目標未達成のものがあるが一定の成果があった」は大文字の「C」、「現状を下回るものが多くあった」は大文字の「D」、「現状を大幅に下回った」は大文字の「E」と5段階で評価を行っております。

3ページにまいりまして、「③各取組に対する費用対効果の評価の考え方」でございますが、行政サービスコストに対する達成度につきましては、実績値が目標値の100%未満は片括弧の「1）」、実績値が目標値の100%以上110%未満は片括弧の「2）」、実績値が目標値の110%以上120%未満は片括弧の「3）」、実績値が目標値の120%以上は片括弧の「4）」となっており、これと、前述②の本市による「達成状況」の評価を踏まえ、費用対効果が「十分である」は「(1)」、「おおむね十分である」は「(2)」、「やや不十分である」は「(3)」、「不十分である」は「(4)」と4段階で評価を行っております。

最後に「④今後の取組の方向性の選択の考え方」でございますが、評価結果を踏まえ、ローマ数字の「I」が「現状のまま取組を継続」、ローマ数字の「II」が「目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続」、ローマ数字の「III」が「状況の変化により取組を中止」と3段階から区分を選択するものでございます。

なお、この取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方につきましては、この後の生涯学習推進課から御説明いたします、報告事項No. 6においても同様の考え方となっておりますので、この「参考資料2」につきましては、その際にも御活用いただきたく存じます。

本日は、各取組の事業・項目ごとの指標について、「実績値」「達成度」「本市による達成状況」の評価、「費用対効果の評価」「今後の取組の方向性」を中心に御説明いたします。

それでは、ファイルナンバー「06-1__【報告事項No. 5】」のファイルの3ページにお戻り願います。

それでは、取組別に御説明いたします。

初めに、「1. 本市施策推進に向けた事業取組」でございますが、「①安全で安心な給食物資の安定的・継続的な供給」に関する事業につきましては、評価の指標が五つございます。

一つ目の「給食停止等の発生件数」の指標としましては、令和4年度の実績値は「0件」で、目標を達成したことから、達成度は小文字の「a」、二つ目の「学校給食用物資納入業者登録数」の指標としましては、令和4年度の実績値は「28社」と、目標を達成したことから、達成度は小文字の「a」、三つ目の「物資の交換等による対応数」の指標としましては、方針策定時の令和3年度の現状値が「90件」で、目標値が「87件」以下であることに対し、令和4年度の実績値は「90件」であり、目標値を上回ったものの現状値以下であることから、達成度は小文字の「b」、四つ目の「食中毒発生件数」の指標としましては、令和4年度の実績値は「0件」で、目標を達成したことから、達成度は小文字の「a」となり、これらを踏まえ、本市による達成状況の評価については、指標三つ目の「物資の交換等による対応数」に関して、令和4年4月に発生した給食物資への異物混入事案を受け、より慎重な対応を求められたこともあり、目標値を上回ったものの、毎日11万食に及ぶ給食物資を安定確保し、年度を通して給食物資が原因となる給食提供停止や食中毒を発生させることなく一定の物資納入業者や競争性を確保しながら、継続的・安定的に提供しており、学校給食事業の円滑な運営に寄与したことから、評価を大文字の「B」としたものでございます。

五つ目の「事業別の行政サービスコスト」につきましては、令和4年度の実績値は「57億2,563万7,000円」で、目標値の100%未満であることから、達成度は片括弧の「1）」、

本市による費用対効果の評価は、十分であるとし「(1)」、当該事業における今後の取組の方向性は、ローマ数字の「I」としたものでございます。

「②成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育の推進」に関する事業につきましては、給食物資納入業者の協力の下、市と連携して、学校給食で使用されている牛乳を題材とした食育教材の動画を作成し、小学校7校の5年生832人に、GIGA端末等を活用しながら、給食時や朝の学級指導等の際に視聴してもらいました。

評価の指標としましては、「食育教材を活用した学校数」を指標とし、令和4年度の実績値は「7校」で目標を達成したことから、達成度は小文字の「a」、また、アンケートによる「食育教材を視聴した児童の理解度」を指標とし、令和4年度の実績値は「98%」で、実績値が目標値を上回り、達成度は「a」となり、これらを踏まえ、本市による達成状況の評価は「A」、事業における今後の取組の方向性を「I」としたところでございます。

次に、「2、経営健全化に向けた取組」についてでございますが、「①安定的・継続的な事業運営」を位置づけ、コスト意識を持った効率的・合理的な事務執行をすることで、収支相償、収支均衡を意識した安定的・計画的な事業運営を行い、正味財産が目標値を下回らないように維持することなどを計画したものでございます。評価の指標としましては、「正味財産の推移」を指標とし、令和4年度の実績値が「2,503万8,000円」で、目標値である「2,400万7,000円」を上回ったことから、達成度は「a」、また、経常収支比率を指標とし、令和4年度の実績値が100%で、目標値どおりで、達成度は「a」となり、これらを踏まえ、本市には達成状況の評価は「A」、事業における今後の取組の方向性を「I」としたところでございます。

続いて、4ページを御覧ください。

次に、「3、業務・組織に関する取組」についてでございますが、「①公益法人会計基準にのっとりた会計処理」につきましては、正確で透明性のある会計処理のため、年11回行う「公認会計士による定期的なチェックの履行率」を指標とし、令和4年度の実績値は「100%」と、目標値どおりで、達成度は「a」、本市による達成状況の評価は「A」となり、事業における今後の取組の方向性は「I」としております。

「②職員の資質向上に向けた取組」につきましては、法人職員として必要な知識を習得し、資質の向上を図るため、「法人職員対象の研修会への参加、内部研修会の開催」を指標とし、令和4年度の実績値は「18回」で、目標値以上となったことから、達成度は「a」、また、各職員が服務チェックシートを用いて、法人職員として留意すべき法令や、倫理に関する基本的な規範やルールを再確認することで不祥事を未然に防止し、適正な職務遂行をするため、「服務チェックシートの正答率」を指標とし、令和4年度の実績値は「100%」と、目標を達成したことから、達成度は「a」となり、これらを踏まえ、本市による達成状況の評価は「A」、事業における今後の取組の方向性を「I」としたところでございます。

最後に、「法人及び本市による総括」として、下段の「令和4年度取組評価の結果を踏まえ、本市が今後法人に期待すること、対策の強化を望む部分」などについてでございますが、「本市施策推進に向けた事業取組」について、本法人の事業は1日約11万食にも及ぶ本市の学校給食において、毎日、安全・安心で良質な給食物資を安定的・継続的に供給していくという公益使命を達成することが大前提となっております。現在も給食物資が原因となる給食提供の停止や食中毒事故等を発生させることなく、安定的で円滑な学校給食運営が行えておりますが、給食物資の製造過程から、学校等に納入されるまでの安全性の確保に向け、製造過程が原因で物資交換等の対応

に至るような事例を減らしていくために、事業者への事前指導や指摘があった事業者に対する再発防止策の提示、履行確認の取組を引き続き徹底し、本市の学校給食事業の円滑・適正な運営に寄与していくことを期待しています。

また、児童生徒の食育の推進については、児童のアンケート等から、今年度の事業内容の成果と課題を検証し、必要に応じて見直しを行いながら、より多くの学校・児童に展開することで、成長期における児童生徒に必要な「食」に関する知識を広く発信していくことを期待します。

「経営健全化に向けた取組」につきましては、本法人は、自主財源の確保や経常利益を上げることを目的としておりませんが、今後もコスト意識を持った効率的・合理的な事業執行体制の構築を図り、安定的・継続的な事業運営に努めていく必要があるものと考えております。

「業務・組織に関する取組」につきましては、本法人は、年間約50億円の事業を担う公益財団法人であるため、事業の推進に当たっては、引き続き正確で透明性のある会計処理を行っていただくとともに、公益財団法人職員としての資質やコンプライアンス意識の向上等につながる取組を推進し、法人組織体制の強化が図られることを期待します。

5ページから15ページは、ただ今御説明いたしました、各事業の取組・評価などの詳細を、また、16ページには、財務状況を含めた「法人情報」を記載してございます。さらに、ファイルナンバー「06-2【報告事項No. 5】資料」のファイルの5ページから13ページにございます参考資料3につきましては、令和3年度に策定した本市の「経営改善及び連携活用に関する方針」となっており、計画時の指標や目標値の設定の考え方等を参考としてお示ししておりますので、併せて御参照いただければと存じます。

令和4年度公益財団法人川崎市学校給食会「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」についての報告は以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

御質問等がございますか。よろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 5は終了といたします。

ここで、10分程度の休憩を取りたいと思いますが、いかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、休憩ということで、再開は15時45分といたします。

それでは、休憩とします。

(15時37分 休憩)

(15時45分 再開)

報告事項No. 6 令和4年度公益財団法人川崎市生涯学習財団「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

【小田嶋教育長】

ただ今から、育委員会を再開いたします。

次に、報告事項No. 6 令和4年度公益財団法人川崎市生涯学習財団「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」についての説明を、生涯学習推進課長、お願いいたします。

【山口生涯学習推進課長】

それでは、報告事項No. 6 令和4年度公益財団法人川崎市生涯学習財団「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について御説明させていただきます。

ファイルNo. 07-1【報告事項No. 6】のファイルをお開きいただき、2ページを御覧ください。

初めに、「経営改善及び連携・活用に関する方針」において、本法人の役割を御説明申し上げます。

資料、上から2段目の「本市施策における法人の役割」を御覧ください。

本法人は、本市の生涯学習の推進のために、全市的・広域的視点から市民の課題解決に向けた生涯学習の支援を行うとともに、学習ニーズに対応した学習の場の提供をはじめ、学校教育やNPO法人等との多様な主体との連携による地域人材の育成など、市民の誰もが、いつでも、どこでも自主的に生涯学習に取り組めるような環境づくりを進めることとしております。

3ページを御覧ください。「4か年計画の目標」といたしましては、本市の生涯学習の推進のために、市民の課題解決に向けた生涯学習の支援を行い、市民の誰もが、自主的・主体的に生涯学習に取り組めるような環境づくりを進めるとともに、公益財団法人としての使命により、積極的に果たしていくため、収支相償を考慮しながら、収益増に取り組むほか、組織体制や事業等の効率性を高めることでコスト削減を図り、安定的な経営基盤の確保を図ってまいります。

次に、各取組を一覧表にしており、指標には、目標値と令和4年度における実績値、及びその実績に応じた達成状況等を記載しております。本日は、各取組の「実績値」、「達成度」、「本市による評価・達成状況・費用対効果」、「今後の取組の方向性」を中心に御説明いたします。

なお、区分選択の考え方につきましては、先ほど健康給食推進室から御説明させていただいたとおりでございます。

初めに、「1、本市施策推進に向けた事業取組」についてでございますが、「①生涯学習に関する学習機会提供及び活動支援事業」につきましては、「事業参加者数」を指標とし、令和4年度の実績値は「8,140人」で、現状値以上、目標値未満で、達成度は「b」、また、「事業参加者満足度」を指標とし、令和4年度の実績値は「86%」で、実績値が目標値を上回り、達成度は「a」、ほぼ目標を達成したため、本市による評価・達成状況は「B」としたものでございます。

また、「事業別の行政サービスコスト」につきましては、令和4年度の実績値が「2,046万

円」で、実績値は目標値の100%以上、110%未満であり、達成度は「2」、費用対効果はおおむね十分であるとし、(2)、今後の取組の方向性を「I」としたものでございます。

「②生涯学習に関する情報収集、情報提供及び調査研究事業」につきましては、本法人の運営するホームページの「アクセス数」を指標とし、令和4年度の実績値が「26万3,434件」で、実績値が目標値を上回り、達成度は「a」、また、本法人の運営するホームページの「学習情報掲載件数」を指標とし、令和4年度の実績値が「2,527件」で、実績値が目標値を上回り、達成度は「a」、本市による評価・達成状況は「A」としたものでございます。

また、「事業別の行政サービスコスト」につきましては、令和4年度の実績値が「950万円」で、実績値が目標値の100%未満であり、達成度は「1」、費用対効果は十分であるとし、「(1)」としたものでございます。

また、ホームページの特集を充実させたり、見やすいレイアウトに改善するなどの魅力向上に努めたことで、目標設定時より著しく実績値が増えた「ホームページアクセス数」については、目標値の設定を見直しました。それに伴い、今後の取組の方向性を「II」としたものでございます。

「③寺子屋先生養成事業」につきましては、「寺子屋先生養成事業を受講した人数」を指標とし、令和4年度の実績値は「184人」で、実績値が目標値を上回り、達成度は「a」、また、「寺子屋先生養成講座受講者満足度」を指標とし、令和4年度の実績値は「98%」で、実績値が目標値を上回り、達成度は「a」、本市による評価・達成状況は「A」としたものでございます。

また、「事業別の行政サービスコスト」につきましては、令和4年度の実績値は「83万5,000円」で、実績値が目標値の100%未満であり、達成度は「1」、費用対効果は十分であるとし、「(1)」、今後の取組の方向性を「I」としたものでございます。

続きまして、「2 経営健全化に向けた取組」でございますが、「①自主財源の増加」につきましては、「授業料等収入の増加」を指標とし、令和4年度の実績値が「2,769万4,000円」で、現状値以上、目標値未満で、達成度は「b」、また、「施設使用料収入の増加」につきましては、令和4年度の実績値が「2,623万4,000円」で、実績値が目標値を上回り、達成度は「a」、ほぼ目標を達成したため、本市による評価・達成状況は「B」とし、今後の取組の方向性を「I」としたものでございます。

「②収支改善」につきましては、「経常収支比率の推移」を指標とし、令和4年度の実績値が「99.6%」で、実績値が目標値を上回り、達成度は「a」、また、「正味財産の推移」を指標とし、令和4年度の実績値が「2億9,386万4,000円」で、実績値が目標値を上回り、達成度は「a」、本市による評価・達成状況は「A」、今後の取組の方向性を「I」としたものでございます。

「3、業務・組織に関する取組」でございますが、「①人材育成研修の実施」につきましては、「研修の参加人数」を指標とし、令和4年度の実績値が「123人」と、実績値が目標値を上回り、達成度は「a」、本市による評価・達成状況は「A」、今後の取組の方向性を「I」としたものでございます。

「②事業・業務の点検」につきましては、「実施回数」を指標とし、令和4年度の実績値が「48回」と、現状値以上、目標値未満で、達成度は「b」、本市による評価・達成状況は、目標を未達成のものもあるが、一定の成果があったため、大文字の「C」、今後の取組の方向性を「II」としたものでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。「本市による総括」として、「各取組の評価結果を踏まえ、本市が今後、法人に期待すること、対策の強化を望む部分など」についてでございますが、令和4年度についても、引き続きコロナ禍ではありながら、企画等の工夫により、目標値を多く達成することができました。

「本市施策推進に向けた事業取組」については、事業参加者数は目標値を達成することはできませんでしたが、日々の受講者の声を捉えた事業立案やホームページの工夫等を行ってきたことにより、「事業参加者満足度」や「ホームページアクセス数」が目標値を上回ったことは評価できます。

「経営健全化に向けた取組」については、自主財源の増加とともに、管理費の縮減が求められているところです。「施設使用料収入の増加」だけでなく、「収支改善」についても目標値を上回ったことは評価できます。引き続き、収入の増加と管理費の縮減に努めるとともに、安定的な財務基盤の確保や公益比率の維持に向けた取組を着実に進め、より一層の自主・自立的な経営を目指す必要があります。

「業務・組織に関する取組」については、人材育成研修を実施した上で、適切に事業・業務の点検を行い、次年度の事業計画へ反映させたことは評価できます。

今後も公益財団法人として、全市的、広域的に生涯学習の支援を行うとともに、多様な団体と協力・連携しながら、本市の生涯学習の推進に寄与していく必要があるものと考えております。

5ページから16ページには、ただ今御説明いたしました各事業の取組・評価などの詳細を、また、17ページには、財務状況を含めた法人情報を記載してございます。

さらに、お手元の端末の07-2【報告事項No. 6資料】、参考資料1につきましては、令和3年度に策定した当該法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」となっており、計画時の指標や目標値の設定の考え方を、参考としてお示ししております。

以上で、令和4年度 公益財団法人川崎市生涯学習財団「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」についての御説明を終わらせていただきます。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

田中委員。

【田中教育長職務代理者】

どうも御説明ありがとうございました。公益財団法人として、この生涯学習事業の推進を図るというのは、そういう中で経営を安定させるって、非常に難しい面があると思うのですが、そういう中で、随分頑張ってやっていただいていると思いました。ありがとうございます。

一つ確認なのですが、この最後の取組の方向性の「Ⅱ」というのは、2通り意味があるんですね。要するに、もうちょっと頑張ったほうがいいなという、改善を求めていこうという意味での「Ⅱ」と、それから、今の目標値を見直すというのは、アクセス数が予想以上に多かったもので、さらに高い目標値にしてやっていくという意味での「Ⅱ」と、両方あるわけですね。だから、今回のホームページに絡む問題、②ですね、②のローマ数字「Ⅱ」は、もうちょっと頑張らましようという意味での「Ⅱ」ではなくて、さらに高いレベルを目指すという意味での「Ⅱ」と理解してよろしいですね。

【山口生涯学習推進課長】

そのとおりでございます。

【田中教育長職務代理者】

はい、分かりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょう。

森川委員。

【森川委員】

御説明ありがとうございました。ホームページのアクセス数がすごく多いのはいいことだと思うんですけど、ホームページにアクセスしたけども、何かを求めてアクセスされて、通過されていった方たちもいるんですよね。この通過されていった方たちがどのようなものを望んで、何を望んでここを覗いたのかなという情報の情報、今、分かりますか。

【山口生涯学習推進課長】

そうですね。ホームページのセッション数ということで、見たページのページビューの回数で数値化しております。その方たちが次にどう行って、どういう気持ちでいるかみたいなのところについては、現実的にちょっとつかめていないというのが現状でございます。以上です。

【森川委員】

ありがとうございます。常々、市民館・分館を利用する方たちがたくさんいらっしゃるのを知っているのですが、ふだん割と固定客、固定層に限られているなというのを実感しております。なので、でも、このアクセス数が多いということは、多分皆さん何かを望んで、何かを探していらっしゃるの、それが分かると、もっと参加したいものとかについての事業が展開できるのではないかなと思いましたので、こちらの方向、もっと利用者が増えたらいいなと思ってるもので、何を望んでいらっしゃるかを追求する、何かアンケートでもいいんですけど、そういうのがあったらいいなと思いました。

【小田嶋教育長】

どうぞ。

【山口生涯学習推進課長】

ありがとうございます。ページのどこに訪問したかというのは把握できておまして、例えば、今回、数字かかなり伸びた要因といたしましては、今回、市のほうから泳力向上プロジェクトという、スイミングスクールで子どもの泳ぎを教える事業を財団に委託を開始いたしました。そうすると、子どもが、子どもというか親ですけども、がそこに応募しにホームページを見に来るということで、そのアクセス数が数千件あったり、さらにそこに併せて子ども関連の情報を載せ

たり、また、結構人気なのが、色々な特集を組んで魅力向上を図る。単純に生涯学習だけじゃなくて、例えばお花見スポットとか、ウォーキングマップといったような、そういうようなものも実はかなり人気があって、そういうところに訪問者数が多いんだなっていうような、ホームページのビューベースの分析はできておりますので、そういったところを基本にしながら、今後、更に分析を考えてまいりたいと思います。以上でございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがですか。よろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 6は終了といたします。

報告事項No. 7 (仮称)川崎市民館・労働会館の再編整備について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 7 「(仮称)川崎市民館・労働会館の再編整備について」の説明を、生涯学習推進課担当課長、お願いいたします。

【柿森生涯学習推進課担当課長】

それでは、報告事項No. 7 「(仮称)川崎市民館・労働会館の再編整備について」御説明いたします。

説明の前になんですけれども、今年5月の教育委員会会議定例会におきまして、令和5年3月に、この改修工事の入札を行った結果、入札が不調になったこと、あと、その原因等について御報告させていただきました。本日は、それを踏まえまして、再発注に向けた取組と改修と改築の比較検討、あと、検討を踏まえた今後の対応等について御説明させていただきます。

では、ファイルナンバー08【報告事項No. 7】のファイルを御覧ください。

まず、「1 これまでの経過」でございますが、「(仮称)川崎市民館・労働会館」の再編整備につきましては、令和3年1月に「再編整備基本計画」を策定し、現在の労働会館を大規模改修し、川崎区の市民館機能を移転することを決定いたしました。

大規模改修とした理由につきましては、囲みでございます、構造躯体は適切な施設・整備の改修を前提とした上で、令和元年から77年間利用可能との評価結果であること。大規模改修により、改築と同程度の機能改善が見込まれること。改修概算工事費と改築概算工事費の比較等によるものでございます。

また、「再編整備基本計画」策定後、施設整備と管理運営の両面から検討を進め、令和4年度予算として、労働会館、教育文化会館再編整備事業費、約49.6億円を計上いたしましたが、令和5年2月の総務委員会及び文教委員会において、実施設計における仕様等の具体化及び資材高

騰の影響により、約20億円を増額し、約69.1億円とさせていただくことを報告いたしました。

なお、改修及び改築工事費の推移につきましては、下の表のとおりでございます。その後、令和5年3月に、労働会館改修工事（建築）の入札を行いました。入札不調となり、関連する設備工事の入札は中止となりました。

また、令和5年6月の総務委員会及び文教委員会において、入札不調の原因として、①建築コストの高騰、②工事内容の捉え方、③入札競争性の低下の3つが考えられること、供用開始が最短で1年程度遅延する見込みであること、再発注に向けた対策を検討することを報告いたしました。

また、令和5年9月までに改築の概算工事費及び供用開始時期に加えて、適用される各種規制等を踏まえた改築の概算工事費なども精査した上で、今後の対応やスケジュールを報告することとしました。

右側に移りまして、「2 再発注に向けた取組」でございますが、「(1) 入札不調の原因と取組」につきましては、入札不調後に実施した建設業者などへのヒアリングから、下の表にございます、①から③の3つを不調の原因と捉え、それぞれ再発注に向けた取組を実施いたしました。

まず、①の「建築コストの高騰」につきましては、再発注に向けた取組として、建設市場の動向を把握するため、複数の業者に条件を詳細に説明した上で、最新の見積りを再聴取いたしました。

②の「工事内容の捉え方」につきましては、躯体解体工事等において、施工条件の捉え方に幅が生じないように、設計図書に詳細な内容を記載するとともに、既存施設である労働会館の現地見学会を開催する予定でございます。

③の「入札競争性の低下」につきましては、建設業者などへのヒアリング結果により、工事期間についての意見があったことから、工事期間を18か月から21か月に変更するなどの取組を行いました。

「(2) 改修工事費」についてでございますが、前回の設計時である令和4年11月から現時点までの建築コストの高騰を設計単価に反映させるとともに、工事期間を21か月に変更したことなどに伴い、改修工事費は約10.4億円の増額となる一方で、仕上げ材等の一部を変更するなどの仕様の見直しにより、約0.4億円を削減できる見込みです。これにより、改修工事費は前回より約10億円増額し、約79.1億円となる見込みでございます。

「3 改修と改築の比較検討」でございますが、「(1) 前提条件の整理」につきましては、改修では、既存の柱や梁などの構造躯体は耐震補強をした上で活用し、内装・電気・機械設備機器等は既存エレベーターを除き、全て更新するものとして、改築では、既存建物を解体・撤去した後、改修と同規模の構造躯体を新設し、改修と同等の内装・設備機器等に更新することを前提としております。

なお、参考として、建物を一部6階建てとして、法定の容積率を最大限に活用することで諸室配置の変更が可能な標準的な仕様の改築（最大規模）についても算定してございます。

3ページを御覧ください。「(2) 総事業費」につきましては、改築では、構造躯体の新設に加えて、既存の構造躯体の解体・撤去が必要となることから、改修と比較して概算工事費は約24.6億円高くなります。また、工事費以外の経費も改修より約3.8億円高くなることから、総事業費では約28.4億円の金額差となっております。

「(3) 供用開始時期」につきましては、改修の場合では、令和6年4月に工事着手し、約1年9か月の工事期間を経て、令和8年2月に供用開始できる見込みでございますが、改築の場合は、改めて基本計画の策定や基本・実施設計の作成を行う必要があることなどから、改修より約4年9か月遅い、令和12年11月頃の供用開始となる見込みでございます。

「(4) その他」でございますが、「ア 富士見公園再編整備」につきましては、改築では、教育文化会館跡地に整備予定の富士見中学校のグラウンドとしても活用可能な市民利用施設の供用開始が、改修よりも約5年遅延する見込みでございます。

右側に移りまして、「イ CO₂排出量」につきましては、CO₂排出量を試算したところ、改築では、構造躯体の新設で約3,200トン、改修では、既存の構造躯体を活用するため、約660トンとなり、CO₂排出量を約80%削減できる見込みでございます。

「4 検討を踏まえた今後の対応」でございますが、「(1) 整備手法」につきましては、改修の場合、工事費の増額が必要となるものの、改築と同程度の機能改善が見込まれるとともに、最短スケジュールで供用開始することができます。一方で、改築の場合は、建物の増床や自由度の高い諸室レイアウトが可能となるものの、改修より供用開始が約4年9か月遅延し、市民利用への影響が避けられないとともに、工事費及び工事費以外の経費も含めた総事業費では、改修より約28.4億円高額になります。こうした点を総合的に判断し、今回の整備手法は改修とし、必要な予算(約10億円)を増額し、改修工事費を約79.1億円として、再発注に向けた手続を進めたいと考えております。

「(2) スケジュール」につきましては、令和5年8月から入札の準備を開始し、11月に入札を行った後、令和6年3月に契約締結、4月に工事着手、令和7年12月に竣工する見込みです。また、施設管理における役割分担を明確にした上で、令和6年第2回市議会定例会に(仮称)川崎市民館・労働会館条例案を提出し、令和8年2月に供用開始できる見込みでございます。

「(3) 関連事業への対応」の「ア 全国都市緑化かわさきフェア」につきましては、フェアの開催期間中は改修工事中となる予定であり、イベントの運営に支障がないよう、来場者の安全への配慮やフェア期間中は大きな音が出る工事を控えるなどの騒音に係る対策、景観に配慮した仮囲いを設置するなど、関係局と連携して対応してまいります。

「イ 富士見公園再編整備」につきましては、教育文化会館の解体が遅延することに伴い、跡地に整備予定の市民利用施設の供用開始が当初予定より1年程度遅延する見込みであり、関係局と連携して対応してまいります。

「(4) 市民への説明」でございますが、市民の皆様にお不便をおかけする期間が長くなることから、利用団体、町内会等には、供用開始が1年程度遅延することなどをお伝えしました。今回の御報告の後、今後の対応やスケジュール等についても説明していきたいと考えております。

なお、4ページに、参考資料「(仮称)川崎市民館・労働会館のフロア構成」として、各階の諸室配置やイメージパースを掲載してございます。イメージパースは完成予想図のため、変更する場合もございますが、後ほど御確認ください。

説明につきましては、以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

御質問等があれば、お願いいたします。よろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 7は終了といたします。

報告事項No. 8 市民館・図書館への指定管理者制度の導入に向けた検討状況について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 8、「市民館・図書館への指定管理者制度の導入に向けた検討状況について」の説明を、生涯学習推進課担当課長、お願いいたします。

【米井生涯学習推進課担当課長】

報告事項No. 8、「市民館・図書館への指定管理者制度の導入に向けた検討状況について」御説明申し上げますので、ファイルナンバー9「報告事項No. 8」資料を御覧ください。

初めに、「1 これまでの検討の経緯」でございますが、「(1) 今後の市民館・図書館の在り方」及び右側「(2) 市民館・図書館の管理運営の考え方」につきましては、本年7月21日開催の教育委員会会議において御説明をした内容と同様でございます。

2ページを御覧ください。こちらのページにつきましても、7月21日の教育委員会会議で御説明をいたしました、「指定管理者制度導入の今後の予定」につきましては、先ほど、「(仮称)川崎市民館・労働会館の再編整備について」で御説明したとおり、供用開始を令和8年2月と見込んでいることから、教育文化会館、大師分館、田島分館への導入時期を、「調整中」から「令和8(2026)年2月」に修正しております。また、「スケジュール」につきましても、教育文化会館、大師分館、田島分館における導入スケジュールを追加しております。

3ページを御覧ください。「市民館・図書館の管理・運営の考え方」以降の検討でございますが、令和4年8月に市民館・図書館の管理・運営の考え方を策定以降、行政と指定管理者の役割分担、それぞれの業務や緊急時の責任の所在及び対応、モニタリング手法等について現在検討を行っているところでございまして、市民館・図書館ともに、条例、規則等で定める主な内容につきましては、表にお示ししているとおりでございます。

次に、下の図でございますが、令和7年4月から指定管理者制度の導入に向け、条例、規則等の対応スケジュールをお示したものでございます。

4ページを御覧ください。「2 指定管理者制度導入に向けた主な検討内容」でございますが、「(1) 事務委任・補助執行について」の「ア 現在の状況」といたしまして、市民館の管理運営及び一部の図書館の維持管理を区役所へ事務委任し、社会教育振興事業を区役所が補助執行しております。

区役所へ事務委任している主な事務といたしまして、教育文化会館・市民館・分館の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関することや、一部の図書館の維持管理を、また、区役所が補助執行している主な事務といたしまして、社会教育振興事業の振興に関すること等となっております。

す。

「イ 検証を踏まえた今後の事務委任・補助執行について」でございますが、現場の意見を踏まえた検証において、当初は区内での情報交換や連絡調整に課題があったものの、市民館の事業が区行政として一貫性のある生涯学習及び市民活動の支援や促進につながっている状況が確認できており、引き続き、効率的・効果的な事業実施を行うため、事務委任・補助執行の在り方を検討してまいります。

右側にまいりまして、「(2) 行政及び指定管理者の役割分担」についてでございますが、それぞれの役割や所管を明確化することにより、業務における混乱を回避し、効率的・効果的な館運営を行ってまいります。

「市民館における役割分担の明確化」の例でございますが、窓口受付、施設利用許可、施設利用料金徴収等の業務は、実施者は指定管理者、運営所管は区役所生涯学習支援課、制度所管は教育委員会事務局生涯学習推進課とする予定でございます。

社会教育振興事業、社会教育関係団体育成支援につきましては、実施者は区役所生涯学習支援課と指定管理者の両者としていますが、事業により関わり方に濃淡はあるものの、事業の方向性は市が定め、企画段階には区役所生涯学習支援課も関わり、事業運営は指定管理者が行うなど、連携した取組を行っていくイメージで検討を行っております。

図書館における役割分担の明確化の例でございますが、選書・除籍、相談（レファレンス）等の業務は、実施者として直営図書館（モニタリング館）と指定管理者の両者とし、運営所管は直営図書館、制度所管は教育委員会事務局生涯学習推進課とする予定でございます。

5 ページを御覧ください。「(3) 指定管理者制度導入後の主な検討項目（市民館）」でございますが、「ア 利用許可・施設提供」につきましては、施設予約の方法、ギャラリーの申込方法、大ホールの申込方法等は現状と同様に行う方向で検討を進めております。

表の下から2段目の料金の支払い方法につきましては、事前の現金払いとし、キャッシュレス決済に対応できるよう、調整しております。

「イ 社会教育振興事業」につきましては、「講座内容の決定」は、基本方針や事業の方向性については市が定め、事業の運営等については、指定管理者が自らのノウハウやマンパワーを活用し、事業を実施いたします。

「社会教育関係団体の支援」は、市と指定管理者が連携し、市が中心となって実施いたします。

「有資格者の配置」は、社会教育士の配置割合等について仕様書等で定めてまいります。

右側にまいりまして、「(4) 指定管理者制度導入後の主な検討項目（図書館）」でございます。「資料の選書」は、一般図書、児童図書ともに指定管理者を含む全図書館の担当職員が集まり、集中選定を行ってまいります。「資料の除籍」は、川崎市立図書館資料除籍及び保存の要綱に基づき、指定管理者が除籍候補となる図書資料のリストを作成し、直営図書館（モニタリング館）が決定します。

「相談（レファレンス）」は、指定管理者を含め、全館で実施します。指定管理者は必要に応じ、直営図書館（モニタリング館）及び中原図書館に確認を行い、回答いたします。

「おはなし会」は、年度当初に指定管理者、直営図書館（モニタリング館）、ボランティアとで活動予定を決定し、おはなし会当日の運営はボランティアと指定管理者で行います。

「学校図書館との連携」は、学校図書館と図書館が情報交換等を行う学社連携会議を開催し、指定管理者と直営図書館（モニタリング館）の両職員が出席して実施します。

「有資格者の配置」は、図書館司書の配置割合等について、仕様書等で定めてまいります。

6 ページを御覧ください。「(5) 市民意見の聴取」でございますが、市民館・図書館ともに、利用者の意見や要望を収集・把握するため、「(仮称) 利用者懇談会」の実施やアンケートの実施、意見箱の設置、メール等での意見収集等について検討してまいります。

「(6) 社会教育委員会議専門部会」についてでございますが、教育文化会館・市民館専門部会及び図書館専門部会は、市民館・図書館等の社会教育施設の円滑な運営を図るために設置されるもので、学識経験者や社会教育関係団体から推薦された者、公募市民等で構成しております。指定管理者制度導入後も引き続き設置し、館の運営について審議を行ってまいります。

「(7) モニタリング及び評価」についてでございますが、仕様書等で定められた業務内容が確実に履行されていることを確認するため、モニタリングを実施し、年度ごとに、翌年度以降の運営に向けた事業評価、指定期間最終年度には総括評価を行います。

右側にまいりまして、「モニタリング・評価イメージ」でございますが、市民、指定管理者、市の3者の関わりと、実施内容、また、年度ごとに実施する内容を整理したものでございまして、市民は館運営に対して意見を述べ、指定管理者はその意見を聴取するとともに、仕様書に基づく個別業務の実施や、履行状況確認等を事業報告書等にまとめ、市に提出いたします。市は成果を確認するとともに、民間活用事業者選定評価委員会に諮り、事業評価を年度終了後に公表してまいります。また、事業終了年度には、総括評価を行ってまいります。

7 ページを御覧ください。「(8) 災害時の対応」についてでございますが、「ア 施設の災害時マニュアルの作成」は、震災や風水害等の危機事象が発生した場合の対応について、利用者、施設職員及び避難者の安全を確保するため、教育委員会、区役所及び指定管理者が迅速かつ的確に対処できるよう、災害時運営マニュアルの作成を行ってまいります。

「ウ 災害時運営マニュアルの骨子」は、平常時、発災時、災害時など、状況ごとに必要な項目を検討してまいります。

「エ 災害時における市役所関係部署の事務分担(想定)」は、市民館・図書館ともに関係者が複数いることから、事務分担を明確化してまいります。

右側にまいりまして、才及びカとして、災害発生時の事務フロー図を市民館・図書館それぞれお示ししております。これは、風水害時、震災時などの状況に分け、標準系のフロー図を作成し、有事に備えたいと考えており、その一例としてお示しをしているものでございまして、指定管理者が決定した後、指定管理者を含めて、改めて確認してまいります。今後も令和7年4月の指定管理者制度の導入に向け、検討を進めてまいります。

「市民館・図書館への指定管理者制度の導入に向けた検討状況について」の説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

御質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

お願いします。

【田中教育長職務代理人】

どうも御説明ありがとうございました。

ちょうど昨年のこの時期に陳情があったかと思うんですね。陳情の方のお話も聞きながら、我々も随分、その場でも検討いたしました。何と言っても、今まで直営で運営してきた市民館・図書館というものが指定管理に移っていくということは、市民の方から見ると、一般的なイメージとしては、何か今まで公共機関がきちんとやっていたいたものが、市場原理の世界に入っていくって、非常に社会教育としては問題が起こるのではないかなという不安があるのではないかなと思うんです。でも、そういう中で、今日の御説明の資料を拝見すると、随分ときめ細かく、その辺り安全に、しかも、もっといい形で市民館が発展していけるようにということへのきめ細かい配慮が出ていると思ひまして、大変ありがたいと思ひました。

そういう中で、私が今感じているのが三つほどありまして、一つは、市民館に今、焦点を当ててみるとすれば、市民館の施設の利用者数であるとか、事業の参加者数とか、そういうものはこの何年かの間、かなり停滞していると思ひいいと思うんですね。以前、データも見せていただきました。それから、量だけではなくて、先ほど森川委員が言われたように、割と固定化してるといふか、なかなか新しい層への展開が難しい面もあると思ひますね。ですから、どうしても今、やっぱりこのこのタイミングで、新しいノウハウを導入しながら、新展開を図らなければいけないという段階に来てると思ひますね。そういう中で、行政の完全なる直営が、これが、NPOになるのか企業になるのかというのはやってみなければ分からないと思ひますが、そういう民間のノウハウを導入しながら、しかも、公共性を担保してやっていくと。やっぱり、この今、川崎の市民館とか図書館はこの段階に来てるのではないかなと思ひました。それが一つです。

それから、もう一つは、ただ、そういう中で、市民の方から見ると、今まで市民館職員に直接話をして、色々できていたのが、指定管理になると、その辺りができなくなるのではないかなという不安があると思ひますね。でも、そういう中で、今後は行政職員と指定管理者と市民の間でのコミュニケーションをきちんと取れるようにしていくということが担保されていると思ひますので、その辺りは、むしろこれまでよりもいい形で、要するに行政職員と市民だけでコミュニケーションして、アイデア、色々企画考えるよりは、民間機関の人が入って一緒にやったほうがかなり発展性のある企画もできると思ひますので、そういう点でも、市民参加がより有効に生きてくるのではないかなと思ひました。それが2点目です。

3点目は、途中の資料にありますように、専門性のところですよ。あれ、どこでしたっけ、社会教育士が書かれていたところですよ……。

【米井生涯学習推進課担当課長】

5ページにあると思ひます。

【田中教育長職務代理者】

5ページ、はい、すみません。5ページの左下ですね、有資格者の配置、社会教育士の配置、割合等について定めるということで、ぜひやはりこれは、新しい資格というか、称号ですけども、社会教育士の配置というものを積極的に考え、しかも、これは指定管理者だけではなくて、区役所の職員の中にもやはり有資格者を置きながら、行政のほうも指定管理者のほうもそれぞれ専門性を持った人が入って、コミュニケーション取って、そこに市民が入って、3者でいいものをつくっていくという体制ができると思ひますので、行政側、指定管理者側、両方に有資格者の配置というものを前向きに考えていっていただけるとありがたいと思ひました。以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。
ほかにはいかがでしょう。
芳川委員、どうぞ。

【芳川委員】

御報告ありがとうございました。前回よりも本当に具体的に分かるような形になっているので、とてもありがたかったです。

一つ思うのは、指定管理者になることについて、特に図書館とか、市民の皆さんが御覧になるもの、サービスが低下してしまうのではないかと、先ほど田中委員もお話しされたと思うのですが、では、良い指定管理者をどう募集するかということは、多分これから関わるし、もう既に考えていらっしゃると思うのですけれども、一つは、どのように成果を評価するかという感じなんですけれども、ここで、成果確認というのが同じこの6ページにあたりとかするのですが、この成果っていうの、きっと質的なものを含めて、量的なものも質的なものも含めて聞き取りをしていくことだとか、そのような形で、つまり、指定管理者になる方も、川崎市のこのような公民館事業に参加してよかったとか、あるいは継続して参加したい、単なる人間は増えたとかということではない形で考えていく必要があるのではないかなと思うのですが、そういう意味では、これからだと思うのですけれども、ぜひ一緒にやってよかったという形で、指定管理者の皆さんも思える形になってもらえると、とてもいい形に展開していけるのではないかなと思いました。以上です。

【小田嶋教育長】

森川委員、続けて、どうぞ。

【森川委員】

御説明ありがとうございました。市民館・分館・図書館などの指定管理者制度の件に関しては、根強い反対の方たちがいらっしゃったと思いますので、御苦勞もすごくたくさんあったと思います。お疲れさまでした。

今、本当にこれを拝見すると、とても細やかにチェック機能も書かれているので、これでどうだという気持ちに私はなったのですが、ただ、災害時の発生時のところなんですけれども、今まで割と宮前区役所の方が、菅生分館なんですけど、来ていらっしゃるの、割と地域に明るい方たちが多かったんですね。ですから、もしも指定管理者とか導入された場合に、そうでない方かもいらっしゃるの、災害時のときに、市民館とかはいいんですけど、分館とかだと避難場所ももともとないような小さな建物になりますので、そこの方たちはあそこに行くというのを、地域の自治会長でもいいですし、危機管理室等経由でもいいですし、わかりやすくしていただいたら市民の方が安心されるのではないかなと思いました。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 8は終了といたします。

報告事項No. 9 川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について

報告事項No. 10 川崎市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 9 「川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について」、及び報告事項No. 10 「川崎市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、これらはいずれも令和5年7月21日開催の教育委員会定例会において審議した案件に関する報告となりますので、一括して説明を受けたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 9及び報告事項No. 10についての説明を、生涯学習推進課担当課長、お願いいたします。

【米井生涯学習推進課担当課長】

そうしましたら、報告事項No. 9「川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について」、及び報告事項No. 10「川崎市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げますので、ファイルナンバー10、「報告事項No. 9」資料を御覧ください。

今回の報告でございますが、7月21日の教育委員会定例会で、市民館条例案について御審議をいただきましたが、その後、法制担当部門の審査を受け、一部変更がございましたので、報告をさせていただきます。

資料の見方でございますが、資料の右側が現行の条例でございます、真ん中は7月21日の教育委員会にお諮りした条例案でございます。左側は最終的な条例案となっております。下線が引かれている箇所は、現行の条例からの改正点です。黄色のマーカがついている箇所は、7月21日にお諮りした条例案からの変更点でございますので、御確認いただければと存じます。

また、ファイルNo. 11「報告事項No. 10」資料の図書館設置条例案につきましても同様にお示ししておりますので、後ほど御確認いただければと存じます。

報告につきましては、以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。よろしいですか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 9及び報告事項No. 10は終了といたします。

報告事項No. 11 令和4年度川崎市一般会計教育費の決算について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 11 「令和4年度川崎市一般会計教育費の決算について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【鷹觜庶務課長】

それでは、報告事項No. 11 「令和4年度川崎市一般会計教育費の決算について」御報告申し上げます。

令和5年第4回市議会定例会に提出いたします、「令和4年度一般会計歳入歳出決算認定について」から、教育費決算の主な内容について御説明いたしますので、ファイルナンバー12-1【報告事項No. 11】資料を御覧ください。

初めに、項番1の「一般会計決算」ですが、歳入歳出とも、予算現額は9,788億130万86円、収入済額は8,580億117万6,502円、支出済額は8,505億9,927万6,316円、繰越財源は54億6,112万6,205円で、収入済額から支出済額と繰越財源を差し引いた実質収支は19億4,077万3,981円となっております。

次に、項番2の「教育費決算」ですが、令和4年度の教育費決算は、予算現額1,323億3,626万5,000円、支出済額は1,173億8,127万6,835円、翌年度繰越額は71億286万4,000円となっております。また、グラフに過去5年間の教育費決算の推移を表しております。

2ページを御覧ください。項番3の「教育費の主な施策の成果」ですが、こちらは、各事業決算額と主な内容を記載しております。

初めに、「教職員の働き方改革」といたしまして、教職員事務支援員を小・中学校145校に配置、障害者就業員を小・中学校21校に配置、教職員事務支援員または障害者就業員を合わせて全小・中学校に配置をいたしました。続きまして、部活動指導員を、中学校47校に配置、うち3校につきましては、2名の配置をいたしました。

次に、「学習状況調査事業」では、市学習状況調査の対象を小4から中3までへ拡充するに当たり、小学校2校及び中学校1校でモデル実施をいたしました。

次に、「児童生徒指導事業」では、小学校では、学校巡回カウンセラーを15名に増員し、中学

校、高等学校では、スクールカウンセラーの配置を夏休み明けの心のケアのため2日間増やしたほか、各区に配置しているスクールソーシャルワーカーを11名に増員いたしました。

次に、「読書のまち・かわさき事業」では、学校図書館の充実に向け、小学校の学校司書の配置を70校に拡充いたしました。

次に、「学校運営協議会制度推進事業」では、学校運営協議会の設置を48校に拡充し、学校、家庭、地域社会が一体となった学校運営の取組を推進いたしました。

次に、「GIGAスクール構想推進事業」では、学校での端末活用を進めるとともに、ICT支援員を配置したほか、校務支援システムに蓄積された児童生徒の学籍、保健、成績等の情報を一覧化、俯瞰して可視化し、管理が可能となるよう、ダッシュボード機能を整備いたしました。

3ページを御覧ください。「支援教育コーディネーター体制整備事業」では、中学校において不登校対策等の充実を図るため、コーディネーター業務を補完する後追い非常勤講師を全校に配置いたしました。

次に、「特別支援学級運営事業」では、特別支援学級に外部人材を活用した介助・支援を実施いたしました。

次に、「医療的ケア支援事業」では、特別支援学校における専門員の配置、市立学校への看護師派遣等により、医療的ケアを必要とする児童生徒一人ひとりの状況・ニーズに応じた支援を実施いたしました。

次に、「地域の寺子屋事業」では、地域ぐるみで子どもの学習や体験活動をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めるため、地域の寺子屋を89か所に拡充して開講をいたしました。

次に、「橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業」では、史跡の周知や「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」に基づき、史跡整備に向けた取組を推進いたしました。

次に、「教育文化会館・市民館社会教育振興事業」では、ICT活用ボランティア育成講座を実施するとともに、コミュニティラジオ放送を活用した講座の実施や、川崎の郷土を学べるデジタルコンテンツを作成し、GIGA端末で閲覧できる副読本ポータルサイトに掲載をいたしました。

次に、「図書館運営管理事業」では、令和5年度に稼働を予定している市立図書館システムの更新に向けた開発業務に着手したほか、新しい生活様式に対応するため、非接触・非来館型の図書館サービスとして、電子書籍を試行導入いたしました。

4ページを御覧ください。博物館運営管理事業では、魅力ある博物館運営を実施するとともに、青少年科学館において、今後の事業方針を定めるため、第2期青少年科学館運営基本計画を策定いたしました。

次に、「学校保健・安全管理事業」では、児童生徒への感染拡大を防止するため、市立学校の感染症対策に必要な衛生用品や教室の換気対策のため、サーキュレーターや二酸化炭素濃度測定器等を購入いたしました。

次に、「学校給食物資購入事業」では、物価高騰による影響を抑え、学校給食の円滑な実施を図るため、食材料費の高騰分について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、保護者負担の増加を抑制いたしました。

次に、「校舎建築事業」では、児童生徒の増加に対応するため、新川崎地区の小学校新設に向けた実施設計や、南百合丘小学校の校舎増築に向けた実施設計等を実施いたしました。

次に、「義務教育施設整備事業」では、学校トイレの快適化を進め、全市立学校でトイレ快適化

を完了したほか、「学校施設長期保全計画」に基づき、既存校舎等の改修による再生整備工事を実施いたしました。

次に、「特別支援学校施設整備事業」では、狭隘化に対応するための整備に向けて、中央支援学校高等部分教室及び中央支援学校大戸分教室について基本設計等を実施いたしました。

次に、「社会教育施設整備事業」では、教育文化会館の再編整備については、川崎区の市民館機能の移転に向けて、既存施設である労働会館の活用による実施設計や管理運営計画の策定作業等を行ったほか、鷺沼駅前地区再開発事業に伴う宮前市民館・図書館の移転整備については、管理運営計画の策定に向けた取組を推進いたしました。

5 ページを御覧ください。項番4の「教育費決算の一覧」では、教育費の項別の決算額を一覧にまとめておりますので、後ほど御参照いただければと存じます。

なお、参考として、教育費に関係する歳入歳出決算の詳細につきましては、参考資料1、「令和4年度川崎市一般会計歳入歳出決算事項別明細書（歳入及び教育費抜粋版）」及び参考資料2、「令和4年度主要施策の成果説明書（教育費抜粋版）」を後ほど御参照いただければと存じます。

これらの資料は、地方自治法第233条の規定に基づき、決算について議会の認定を付するに当たり、提出する書類となっております。また、市全体の決算の概要につきましては、参考資料3、「令和4年度一般会計特別会計決算見込みの概要について」を、後ほど御参照いただければと存じます。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等あれば、お願いいたします。

田中委員。

【田中教育長職務代理者】

どうも御説明ありがとうございました。細かいところなのですが、教えていただいていた方がいいでしょうか。

教育文化会館・市民館社会教育振興事業、2,500万の部分がございますね。これで、ICT活用ボランティア育成講座というのは、ICTによってボランティア育成講座をやったのか、それとも、ICT活用を進めるためのボランティアを育成したのか、その違いを教えていただきたいのと、それから、その次のコミュニティラジオ放送を活用したというのは、具体的にどういう講座だったのかということをお教えいただければでしょうか。

それから、最後、川崎の郷土を学べるデジタルコンテンツを作成云々は、これをGIGA端末で、要するに学校教育で活用できるように、川崎の郷土を学べるコンテンツをつくったということだと思うんですけど、それは同時に、成人も自分のコンピューターでインターネットを通して学べるようになっているのかどうか、以上、細かいことで恐縮ですけれども、教えていただければでしょうか。お分かりになる範囲で結構です。

【小田嶋教育長】

それでは、お願いいたします。

【澤登庶務課課長補佐・経理係長】

経理係長の澤登と申します。よろしくお願いいたします。

I C T活用ボランティア育成講座に関しましては、I C Tを活用するボランティアの育成講座と聞いております。

コミュニティラジオ放送を活用した講座及び、郷土で学べるデジタルコンテンツに関しましては、詳細については把握しておりませんので、また、後ほど報告させていただければと思います。以上でございます。

【田中教育長職務代理者】

今のI C T活用のボランティアがまだ分からないんですけど、I C Tを活用してボランティア養成講座を行ったのか、それとも、I C T活用をするときに必要なボランティアさんを養成したのか、今、分からなければ、また後ほどで結構です。

【鷹觜庶務課長】

今の田中委員のお話、後者に当たる講座でございます。

【田中教育長職務代理者】

後者。分かりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

では、その他については、また後ほど御説明をお願いいたします。
ほかにはよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項N o . 1 1は終了といたします。

報告事項N o . 1 2 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項N o . 1 2 「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【鷹觜庶務課長】

それでは、引き続きまして、報告事項N o . 1 2 「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」御説明申し上げます。

ファイルナンバー1 3 - 1 【報告事項N o . 1 2】のファイルをお開きください。

「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理をいたしましたので、同条2項の規定に基づき御報告し、承認を求めるものでございます。

初めに、「1 臨時代理した事項」の「(1) 件名」でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取についてでございます。

次に、「(2) 内容」につきましては、「令和5年第4回市議会定例会に提出を予定する議案のうち、教育に関する事務に係る議案について異議のない旨の意見を提出した。」ものでございます。

なお、令和5年第4回市議会定例会に提出を予定する議案のうち、教育に関する事務に係る議案は令和5年7月21日の教育委員会定例会にて御承認をいただきました、「川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について」、「川崎市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について」のほか、先ほど御報告をいたしました内容、教育費決算が含まれる「令和4年度川崎市一般会計歳入歳出決算認定について」及び、後ほど御説明いたします、「令和5年度川崎市一般会計補正予算」となっております。

次に、「2 臨時代理を行った日」は、令和5年8月18日でございます。

次に、「3 臨時代理を行った理由」といたしましては、令和5年8月22日開催の教育委員会臨時会以前に、令和5年第4回市議会定例会に提出を予定する議案のうち、教育に関する事務の部分について意見を提出する必要があったことから、教育長が臨時に代理をしたものでございます。

それでは、「令和5年度川崎市一般会計補正予算」における教育に関する部分について御説明させていただきますので、ファイルナンバー13-2【報告事項No. 12】資料のファイルをお開きください。

「令和5年度川崎市一般会計補正予算について」でございますが、教育費予算の補正額については、「4億1,143万1,000円」を減額するものでございます。補正予算の内容ですが、「1 歳入歳出予算補正」でございますが、まず、学校給食費公会計化事業費で、「2,148万円」の増額補正を行うもので、令和4年度の学校給食徴収金のうち、剰余分を学校給食運営基金に積み立てるものでございます。

次に、教育文化会館再整備事業費で、「4億3,291万1,000円」の減額補正を行うもので、令和5年3月の工事入札が入札不調となったことから、令和5年度分の工事費等を減額するものでございます。

次に、「2 債務負担行為補正」でございますが、まず、教育文化会館再整備事業費で、令和5年3月の工事入札が入札不調となったことから、令和5年度分の工事費等を減額する一方で、工事費総額を増額し期間を延長するもので、限度額を「34億785万2,000円」、期間を令和7年度までとするものでございます。

次に、小杉小学校土地借り上げ料で、小学校土地借り上げ料におきまして、小杉小学校敷地の賃料算定の基としている固定資産税額が令和5年度から上昇することに伴い限度額を増額するもので、限度額を「65億4,573万4,000円」とするものでございます。

次に、「地方債（教育債）補正」でございますが、社会教育施設整備事業で、「3億2,900万円」限度額を減額補正するものでございます。

令和5年度川崎市一般会計補正予算における教育に関する部分についての説明は以上でございます。

恐れ入りますが、ファイルナンバー13-1【報告事項No. 12】のファイルにお戻りいただき、2ページ目を御覧ください。

令和5年第4回市議会定例会に提出を予定する議案のうち、教育に関する事務の部分におきまして異議はないものとして、市長に回答した文書でございまして、3ページ目には市長が教育委員会の意見を求めた依頼文書を添付しております。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項No. 12について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

報告事項No. 13 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

北川職員部長が説明した。

報告事項No. 13は承認された。

9 議事事項Ⅱ

議案第21号 人事について

北川職員部長が説明した。

小田嶋教育長が会議に諮った結果、議案第21号は原案のとおり可決された。

議案第22号 人事について

鷹嘴庶務課長が説明した。

小田嶋教育長が会議に諮った結果、議案第22号は原案のとおり可決された。

10 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、以上をもちまして終了といたします。

(16時59分 閉会)